

1. 議 事 日 程（3 日 目）

（令和 8 年那智勝浦町議会第 2 回定例会）

令和 8 年 6 月 18 日

9 時 31 分 開 議

於 議 場

日程第 1 一般質問

7 番 曾 根 和 仁…………… 159

1. 地域猫活動についての啓発と支援
2. 那智の滝源流水資源保全事業の進展を
3. 文化財保護行政の体制づくり

9 番 松 本 和 彦…………… 179

1. 町長の政治姿勢（観光、商工・財政・病院・財産の適切な管理・事業の優先順位）等

11 番 勝 山 則 子…………… 199

1. 今後の老人福祉事業で、もう一步踏み込んだ対策を
2. 小、中学校で子どもたちの SOS にいち早く気づき、いじめや不登校、自殺、ヤングケアラーのケアをしていける取り組みを

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 引 地 稔 治

2 番 吾 妻 正 崇

3 番 城 本 和 男

4 番 加 藤 康 高

5 番 藤 社 和 美

6 番 西 太 吉

7 番 曾 根 和 仁

8 番 東 信 介

9 番 松 本 和 彦

10 番 津 本 芳 光

11 番 勝 山 則 子

3. 地方自治法第121条第 1 項により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長 堀 順一郎

副 町 長 鳥 羽 真 司

教 育 長 岡 田 秀 洋

参事・総務課長 田 中 逸 雄

総務課防災対策室長 毛 利 秀 基

税 務 課 長 増 田 晋

住 民 課 長 仲 紀 彦

福 祉 課 長 太 田 貴 郎

こども未来課長 寺 本 智 子

観光企画課長 村 井 弘 和

農林水産課長 島 由 彦

建 設 課 長 井 道 則 也

会 計 管 理 者 竹 原 大 二

消 防 長 樫 尾 光 俊

教 育 次 長 中 村 崇

水 道 課 長 楠 本 定

病院事務長 寺 本 齊 弘

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3 名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事 務 局 次 長	西 村 良 介
事務局副主査	榎 本 達 也

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〔4 番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可いたしましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう、御配慮をお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、今定例会においても議会映像の配信のため、一般質問の様子を撮影しております。皆様の御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9 時 31 分 開議

○議長（加藤康高君） ただいまから再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 一般質問

○議長（加藤康高君） 日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおり、通告順に従いまして、7 番曾根議員の一般質問を許可いたします。

7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） おはようございます。今回、私は 3 つの質問を取り上げますが、町民生活に文化的な事業ということで、町民生活には直接影響があるというものではありませんが、現在、一部の若者ですが、自己中心的な考えで事件が起こったりということで非常に危惧してまして、やっぱり今の我々にとって優しさですとか、謙虚さですとか、困難に打ちかつようなしたたかさ、強さが必要かと思ってまして、そういう心の育成に多少とも資するのではないかと考えて取り上げましたので、御理解をお願いいたします。

最初の 1 番目の地域猫についての啓発と支援という質問です。

地域猫ですとか地域猫活動という言葉は、比較的に新しい概念で、今日では徐々に市民権を得つつあると思いますが、一方で、正しく理解されていない点も多いかと推測いたします。

少し説明させていただきますが、そもそも地域猫活動の日本の起源は、1997 年、平成 9 年に横浜市磯子区でスタートした取組です。保健所職員で従事してもらった黒澤さんという方が発案し、住民との合意形成に基づいた野良猫の管理モデルとして確立されました。30 年ぐらいの歴史があるということですね。この年に区がホームレス猫防止対策事業を開始し、同年に行わ

れた住民に対する公開討論会で、行政資料として初めて地域猫という言葉が使用されました。事業の目的は、野良猫をめぐって住民同士の間で起こるふん尿などのトラブルを解決するため、不妊去勢手術や餌の管理、清掃を地域ぐるみで行い、不幸な野良猫を増やさず、適正に管理し、人との共生を図るというものです。ほぼ今行われている活動と同じですね。

その後、全国の都道府県や市区町村に同様の地域猫活動が広がっていき、和歌山県では、2016年、平成28年から不幸な猫をなくすプロジェクトと名づけた事業を開始し、リーフレットの配布、セミナー開催などの情報提供と、不妊去勢手術費用の全額助成、捕獲器の貸出し、ボランティアの紹介等の支援を行っています。ですから、県では約10年ぐらいの歴史があるということですね。

そこでお尋ねしますが、担当課では、町内で行われている地域猫活動の実態を把握されているでしょうか。また、野良猫による苦情の件数は、ここ数年の間減ってきているでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） お答えします。

地域猫活動の実態把握ということと、苦情の件数の推移ということでございます。

実態の把握につきましては、地域猫制度が県推進していただいているということで、現状、本町におけるボランティアさん、サポーターさんの登録件数ですけども、本町では57件の登録をいただいて、それぞれで活動していただいていることは承知してございます。

そしてまた、苦情の件数なんですけども、やはり減っているというわけではないんですけども、やっぱり年間5件程度、餌を与えて、ふん尿であったりとか、鳴き声であったりとか、そういう苦情は年間5件程度ございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 地域猫の実施されている地域数は、ほぼ正確だと思います。私も、これ県の事業ということで、新宮保健所に伺ったところ、那智勝浦町内ではこれまで約80か所で実施されてきた。猫がいなくなって事業が終わったところとか、何年かごとに更新があるそうなんですけど、更新ができてないというところもあるんで、現在でも60か所ほどで行われているというふうな返答でしたので、57件ということです。

地域猫活動というのは、地域住民が主体で行うというんですけど、先ほど課長にボランティアさんという言葉があったんですが、実際のところは、猫の扱いに慣れたボランティアさんが、複数の箇所を掛け持ちして、餌やりというよりか、掃除だとか、そういうのにかなり努力されているというふうに伺っています。だから、一部の方の負担というんですかね、肩にかかっているということですね。

そして、県が発行している、じゃあ57か所あるとして、新宮保健所がどれぐらい不妊去勢手術用の無料のチケットを配布しているかというのと、例年、やっぱり100を超えるチケットを配布していると。令和7年度では150枚発行したけど、実際捕獲に至らなかった場合は返ってくるんで、約100枚。だから、地域猫活動が10年間行われていますが、いまだに毎年100頭以上の

野良猫が捕獲されているということです。ただ、100頭以上の野良猫が救われているということでもあります。

こうした活動の進展もあって、和歌山県下の猫の殺処分数は、対策前の平成27年が2,478頭もあったのが、令和5年では239頭ということで、激減しているということなんで、多分うちの町内でもほぼゼロに近づいている。これ、全県下で239頭ですね。どうしても凶暴性のある猫だとか、病気の猫とか、けがをした猫は殺処分の対象になってしまうということです。

繰り返しになるんですけど、地域猫活動は、やっぱり一部のボランティアさんに支えられている。また、地域猫活動以外にも保護された猫、保護猫が持ち込まれてくる場合もあるんですね。今は殺処分というのは、県が条例をつくった後、以前は、野良猫をおりで捕まえて殺処分でやってたけども、できませんので、保護された猫が子猫の場合には、自宅へ引き取ってミルクを与えるミルクボランティアさんとか、譲渡するのも、県に代わって譲渡するを代行する、請け負うボランティアさん、これも無償なんですけど、そういった方々に活動が支えられているということになります。

もう一つお尋ねしますが、地域猫活動と類似したものに、TNR活動というものがあります。その違い、ちょっと細かな点になりますが、違いが分かるでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） TNRの活動の違いということでございます。TNRですけども、まずTは、T r a pのTですね。捕獲するということで、野良猫を捕獲すると。N e u t e rというんですかね、Nは、不妊去勢ということだと思います。捕らえた猫を不妊去勢を施すと。そして、RはR e t u r nということで、また戻すということです。そういった取組をして、地域に戻して地域猫として管理していく。一緒に地域で一生を終えるというか、そういう取組というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） それで正しい解釈になります。これ、一般の方でも地域猫活動やっている方でも一部混同してしまっていて、地域猫というのは、地域の理解を得て、そういうTNR活動をやる。TNR活動というのは、特に地域の合意や理解を得ずに、個人的に野良猫がいたんで自分で捕獲あるいは捕獲おりを借りて捕獲して、不妊去勢手術をして、また元にあった場所に返すということで、あと、それ以外のことはやらない。基本的にやらないというか、できないですね。勝手に餌やり、きちっと掃除をするんだったら餌やりはやってええけども、それは地域の合意を得なければ、その方が個人でやるというTNR活動。地域猫活動は、あくまでもプラス地域を挙げて餌やりだとか掃除も行うということで、より一歩進んでいるんですが、和歌山県は地域猫活動を推進していて、お隣の三重県はそこまではいかないで、TNR活動でもいいよということで、むしろそちらを推進していて、だから紀宝町なんかでは、TNR活動をやるんだったら、不妊去勢手術の補助をしますよ、1万円まで補助しますよとか、そういうのをやっているということで、県によってちょっとばらつきがあるということもあります。

ただ、和歌山県は、地域猫活動だけでなく、TNR活動でも不妊去勢の手術は全額補助します。捕獲おりも貸出ししますということになっていますので、その辺がちょっと一般の人に理解されてない部分なんで、細かな点だけでも、ちょっと今報告されました。私も今勉強中なんです。

全て自治体が行っている、行政が行っている事業は、法的な根拠に基づいているんですが、和歌山県が行っている地域猫の法的な根拠は何になるのでしょうか。また、地域猫活動は、県の仕事だから、町は関係ないというふうに言えるのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） まず、法的な根拠ということでございます。県が地域猫対策を進めているということで、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づいて取り組まれていると認識しております。町は関係ないのかということでございますけども、町といたしましては、町の独自の制度というのは考えてはいるんですけども、県のしっかりやっていたいという制度、それに推進して、一緒に周知とか協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） なぜこういうことを言うたかという、自分自身もさっき言ったように勉強中なんですけど、こういう地域猫活動とかをやると、当然、猫の嫌いな人から、そんな法的に何か根拠あるのというて、やっぱり文句言ってこられる方がおるんですね。やっぱりそういうときに、理論的にこうですよと言えないと、正当性を主張できないということで、当然、県が行っている事業は、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例に、はっきりと地域猫推進と書いて、それでやっているんですが、じゃあ、町はどうなるかという、当然、県からそういう要請も受けてないし、県の条例にうちは別に縛られてないんで、県からというのはないんですよ。

ただ、和歌山県の愛護条例には上位法令があって、国の、略称ですけど、動物愛護管理法という法律があるんですね。その法律が都道府県や政令都市に同様の条例をつくりなさいということで、各県が条例つくって、その中に地域猫活動を推進している県もあれば、TNR活動を推進している県があるということで、国に従って県が行っているんですが、国の動物愛護管理法の基本指針というのが、法律本体じゃなくて、基本指針という、自治体向けに出された告示みたいなものがあるって、そこの中に、特に2020年の改定の中に、「地域猫活動に対する理解の促進等を通じ」という文言が明記されてまして、これは動物愛護管理法というのは、都道府県だけでなく、各自治体にも適用されるんで、地域猫活動というのは、野良猫を減らすのに有効な活動なんで、理解の促進等を図りなさいというような一文が書かれているんで、それが自治体に対しても一つの根拠になると。

地域猫活動というのがありますよということなんで、やりなさいとまで言っていないで。だから、県の事業にしても、仮に自治体独自でやっているところもあるんですが、国の助成というのがないんですね。だから、和歌山県の事業も県の独自予算で、一部民間の基金なんかも利

用していると思いますが、独自予算でやらなければならないというところがちょっとつらいところになります。

以上が、法的な根拠があるということなんです。ですから、県がやっている事業なんで、県に任しといたらいいいではなくて、県の事業を紹介するという意味でも、やっぱり町の広報等で紹介していただけると県もありがたいということを保健所の職員さんが言っていました。

広川町では、これは2022年の広川町の広報ですが、「猫と人が共存するまち」と題して、4ページにわたって特集記事を組んだりという、そういう熱心な町もありますので、うちの町でもちょっとそういうことを考えていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 町の役目としては、そういった取組の理解の促進ということであるということでございます。まず、町の啓発の状況について、少しお話しさせていただきます。地域猫に関する広報といたしましては、これ大々的ではないんですけども、昨年7年の6月にちょっと広報させていただいてます。本当に少し紹介させていただきます。

6月広報で、鳥や猫などの野生動物への餌づけについてということで、安易な餌づけ行為は絶対やめてくださいということで、その中で、野良猫に餌を与えることで、周辺でのふん尿の被害が頻発しており、苦情も寄せられていますと。野良猫にむやみに餌を与えるのではなく、和歌山県が実施している地域猫制度の利用も御検討くださいということで、小さくですけども、一度広報させていただいたことがございます。また、町のホームページにおきましては、地域猫に特化した記載はしておりませんので、それは今後考えていきたいと思います。

内容としましては、犬・猫を飼っている皆様へということで、苦情が増加しているということと、例えばですけども、首輪の着用、これは野良猫との区別に必要なと思います。室内での飼育の推奨、これは努力義務ではあるんですけども、そういったこと、不妊去勢の手術の検討、そういったことでホームページには上げさせていただいております。

ただ、今後ですけども、町民への周知広報ということでは、そういった町民への理解の醸成という意味で、もう少ししっかり広報していきたいというのと、ホームページにも新たに地域猫に特化した掲載を考えていきたいなと思ってます。それと、あと支援制度については、なかなか町独自というのは、今考えてはないんですけども。先ほど言いましたように、県の制度の活用をお願いといいますか、苦情があった際には、やはり場合によっては、県の職員の方と町の職員と協力して、お話し行った経緯もでございます。そういったことで制度の周知、利用、活用の促進であつたりとか、適正な、餌をやるのであれば、責任を持ってやってくださいとか、そういった対策を県と協力してやっていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 今、課長言われた、町のホームページでも一部載っているんですが、これ、2009年に出たんで、かなり古い、古いというんですかね、前の。それから更新されてないような感じなんで、やはり探そうとしても、下のほうで、なかなか出てこないんで、地域猫に特化

したという形で、新しい内容で、特化というんですか、も加えて、新しい内容で。ただホームページはなかなか一般の人見ないんで、やっぱり広報もできたら、広川町なんか本当に巻頭から4ページにわたってなんで、1回見てほしいんですけどね。広川町の2022年の3月号なんですけど。それぐらいにしていけると。

だから、地域猫、非常にハードルが高いように思われるんだけど、確かに一般の住民が一からやるのは大変なんですけど、ボランティアさんを県が紹介してくれるんで、この人にちょっと相談して、捕獲だとか、餌やりだとか、掃除の方法なんか指導してもらえたらいかがですかと。ボランティアさんも紹介してくれるんで。ただ、そういう意味ではボランティアさんに非常に負担になっているということになります。

その辺の啓発と、先ほどの飼い猫に対する啓発ということありますが、新宮保健所さんも同じことを言っていました。幾ら地域猫活動をやっても、やっぱり大体7割弱ぐらいの効果はある。だから、今までよりも7割ぐらいは猫が減ったというんですけど、どうしても3割弱ぐらいは減らない。やはり、取っても取っても、やっぱり野良猫がどっから来る。それは飼い猫が、室内で飼わずに外で飼う。その猫がそういう手術されてないんで、猫同士交配して増えてしまうのと、あとは捨て猫というのが、まだいまだにあるということなんで、飼い猫に対する啓発というのは、先ほど言ったように努力義務なんですよね。

室内で飼ってくださいというのは努力義務なんですけど、ただ、もっとその辺を県だけじゃなくて、自治体からも徹底をしていただいて、飼い猫でもどうしても外で飼わざるを得ないというような事情のある人については、不妊去勢の手術をしてもらえるとありがたいというんで、そういう意味では、新宮市なんかは、飼い猫の不妊去勢手術ということを助成しているということなんですけど、これについては、昨年、ちょうど1年ほど前に藤社議員が質問をされて、そのときには、太田さんだったかな、新宮市の状況等も調べて、また考えとおっしゃってくれてあったんですが、多分なかなか、担当も替わったんで、考える間もなかったと思いますが。

先ほど課長は、独自支援は難しいと言われましたが、少額でもええんで、一部助成でもいいんで、考えていただければ、そういう助けになるのかなと思いますので、お願いをしておきます。

そして、最後に、ボランティアさんなんですけど、やっぱり相当個人的に頑張っている方は負担になっているということで、何か機会があったら、ボランティアさんの悩みだとか要望を聞いていただきたい。ボランティアさんもそれだけじゃないんで、また担当課や町長のところにも伺いたいと言っている方もいらっしゃる。このボランティアさんの方々は、将来、大規模災害が発生したときに、避難所でのペットの世話ですとか、避難所で収容できないペットの一時預かりとかでも力を発揮していただける存在なんで、今後も町と良好な関係を築いていっていただきたいと、それも重ねてお願いしておきます。

以上で、地域猫の質問を終了します。

続きまして、「那智の滝源流水資源保全事業の進展を」という題で質問させていただきます。

これ、平成13年に事業の基金が設置されてまして、今までこの基金を積み立てるだけで、ほ

とんど使用されることがなかった那智の滝源流水資源保全事業基金が、これが私よく分からないんですが、令和4年なのか、令和5年なのか、山林を所有する林業会社さんと協定を結んで、事業が本格的にスタートしました。これ、どちらかが、事業の締結とはまた別なのかがちょっと私も分かりにくいんですが、またちょっとこれ確認をしたいんですが。とにかく令和4年から5年に締結をした。直近の令和6年と7年度の基金の会計報告を見ると、保全事業、主に間伐の事業にそれぞれ1,000万円ぐらいが支出されていると。それ以外に募金箱だとかパンフレットなんで、合計1,200万円ぐらい使っているんですが、保全事業、間伐には1,000万円ぐらい使われていると思います。

今後このペースで間伐をずっと毎年1,000万円ぐらい事業者に補助していく、間伐を継続していく予定でしょうか。また、1,000万円で、大体どれぐらいの面積の間伐が行われたのか。それもざっくりとした数字でも結構なんで、分かるでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

始まりが令和4年か5年かというところでございますが、7番議員おっしゃいますとおり、地権者である所有者と協定を結んだのが令和4年の11月でございます。なので、事業が始まったのが令和5年ということで、令和5年4月から始まったというところの解釈だと思います。

まず、今後の予定ということでございますが、一応協定書でも長いスパン、20年という協定を結んでおりますので、それに向けて毎年事業を行っているところでございます。一応計画としては、2025年度、昨年度で言いますと、面積で言いますと16.8ヘクタールを整備予定地として実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7 曽根議員。

○7 番（曽根和仁君） 1年で16ヘクタールやった、間伐したというのはすごいですね。僕はそんなにできないのかなと思っているんですが。もともとかなり手入れされているとこなんで、それで間伐がそんだけ進んだのかなと今改めて思っているんですが。林業会社が持っている、主に源流域の西谷という部分なんですけど、226ヘクタール、全部であるんで、このペースでやっていると十何年、20年まではかからないということなんですけど、そういう意味では、いいペースでやっているのかなという感じがしました。

それで、林業会社さんと町とは、かつては意思疎通が不十分だったような感じがします。基金の設置も、すぐに何か基金をつくったから、会社は山を譲ってくれて当たり前だみたいな感じで接したことがあったのかもしれませんが、あまり関係がよくなかった。ところがというんですか、今では協定の締結と事業の振興によって、非常に信頼関係が生まれてきたのではないのでしょうか。我々議会も、令和5年10月に林業会社さんの山を総務経済常任委員会の視察ということで訪れて、社長じきじきに説明を受けて、社長の人柄ですとか、山に対する思いを理解できたんですが、信頼関係が構築できたという面では、この点いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 議員おっしゃるとおり、協定書の中身におかれましても、やはり保全第一ということで御理解をいただいておりますし、おおむね町とはいろんな情報交換をする中では、信頼関係を築きながらの協定書の締結というふうなことを思っているところでございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 信頼関係の下、この事業がずっと継続されていくことは非常によいことだなと思います。ただ基金が今 4 億円ほどあって、今後ずっと入ってくるかどうか分かりませんが、2,000 万円ぐらいの寄附金が例年入ってくると。事業に使うのが 1,200 万円ぐらいだと、うれしいことなんですけど、どんどんたまっていくんですね。たまっていく額のほうが多いという。

それをどうするかというのが、ちょっと今回、そこに触れさせていただきたいんですが、林業会社さんとの協定の締結に先立って、平成 31 年、2019 年に、那智の滝の源流域をどうやって守っていくのが適当かということを町長が専門家の方に諮問をされたんですね。那智の滝保全委員会という委員会をつくって。そして、3 年もかけてじっくりと協議をしていただいて、令和 4 年 3 月、2022 年 3 月だから、林業会社さんと協定を結んだ年に答申書が提出されたということで、改めて、これ 4 年前の答申書なんですけど、実質、内容的には 8 ページぐらいの非常に短い文書なんですけど、非常に誠実な真面目な研究者さんたちが練りに練った文書ということで、非常に、何て言うんですかね、表現は抑制された表現だけど、非常に説得力があるということですから素晴らしい文書です。

我々は非常に那智の滝の水が減ったとか、今日は三筋が二筋になったとかと、一喜一憂するんですが、いや、そういうものではないと。それは自然の摂理であって、それで山が崩れたりするの、それも自然の摂理で、むしろ滝そのものが災害の象徴なんで、そういうものは当たり前前に受け止めつつ、山の保全に粘り強く、だから近道はなくて、やっぱり今やっている粘り強く根気よく間伐事業を続けていくということを説いているということで、改めて読むと立派な文書なんです。

ただ、私が非常に気になるのは、答申を諮問するに当たって、だから平成 31 年、2019 年、町長が委員会の皆さんに答申するに当たり、町長は、従来の基金の使用目的は山林の取得だったわけですね。所有者から、購入よりも地権者の理解を得ながら、水資源の管理をしていくべきというふうに方針転換をされたわけですね。その辺の理由、だから、基金の設置された平成 13 年には山を買い取るんだと。226 ヘクタールを買い取りたいというのが目的だったんですが、いや、むしろ買い取るのではなくて、林業会社の理解の下、間伐を進めていくというふうに転換されたんで、その辺の理由がもし分かれば、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） おっしゃいます保全委員会への諮問した際の私からの御意見でございました。これは竹下内閣の地方創生の 1 億円というのがあって、それは全然使うことがなかったというようなことから、聞いているのが、那智源流域の水資源の保全事業の計画づくりをされ

て、那智の滝はもちろんなんですけど、那智勝浦町、山全体の保全をしていくというような大きな計画でありました。その中で、私は那智の滝100年の森づくり事業という事業を立ち上げて、まずは象徴的に那智の滝を保全していくことによって、那智勝浦町全体の山林保全をしていけないかなということでは思っていました。

もともとの計画は購入ということだったんですが、聞くと莫大なお金がかかるということで、それならば民間事業者がお持ちのところは十分御理解をいただいて、管理していただくのが、経費もかからずに、しかも広葉樹も植えましょうというようなことをおっしゃっていただいていますので、本当に十分御理解いただいた上で、今、事業も、先ほど信頼関係とありましたけれども、私も本社へ行って、本当にいろんなディスカッションする中で御理解いただいたということでございます。

方針転換というか、購入は諦めているわけではありません。売るよというようなところであれば、どんどん購入していきたいと思います。ちょっとそういう話もちらっとあったんですが、そこはまだ具体的はないですけど、決して購入しないということではなくて、購入も視野に入れて、ただ民間にお任せするところは民間にお任せしてはどうかというようなことの趣旨で、そういった形で諮問した次第でございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） その辺の理由が、いま一つ、私も理解してなかったんで、町長がどういう、確かに信頼関係ができる前にあまりそういうことを言ってしまうと、やっぱりいけないという、多分その辺をおもんばかって、今はそういうふうには説明されなかったですけどね、そういうふう思うんですね。

ただ、私が気になるのは、那智の滝の源流域の保全基金、ふるさと納税で集めていますが、そこには、やっぱり目的が山林の保有ということが明確に書いてあるんですね。だから、基金を寄附をしていただいた方の多くは、町民の方だったらひょっとしたら、今の町は購入じゃなくて、管理に、ちょっと方針が変わったというのは分かっている方も一部いらっしゃるかもしれませんが、外部の、よその方で、那智の滝を守ろうということに賛同して寄附を頂いた方は、やっぱりホームページに書いてあるような、寄附をしたら、そのお金は将来的には山林を取得することに使ってくれるものと信じて、寄附をしている方も多いんじゃないかと思います。

そこで、那智の滝保全委員会さんの答申の最後のほうの部分、5 番目というんですけど、那智の滝源流水資源保全事業基金への寄附に対する応答戦略、だから、寄附をされた方、だから、確かに那智の滝の源流の水資源を守るには、山林の取得じゃなくて、今やっている地道な間伐の作業、これで本当に100年かけて、長い年月かけて、良質な保水力のある土をつくっていくと、それが一番だと言っているんですけど、その一方で、委員会の方は、寄附に対する応答戦略という中で、こう言っているんですね。

ふるさと納税の募集文書によれば、基金の用途は民有林の購入とその管理とされていると、そうやって書いてあるんですね。少しでも名目に沿って実行することが、町民と出資者への正

しい対応と言えると。また、購入後に見込まれる占用に関しては、早めに着手すると考えるという、一部この部分はちょっと踏み込んだ表現をして、だから、やはり基金の使途について、購入という部分も、少しずつでもと書いてありますが、一遍には、広大な山林なんで無理だし、当然全部は売ってくれないと思うんで、必要な部分を少しずつでも、基金の積立て具合に合わせて購入していくと。購入していったほうがいいんじゃないのということを非常にやんわりと指摘していると思いますけども、この点どう解釈されますか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 私も答申書拝見させていただきました、7番議員おっしゃるとおりの答申でございました。答申を読み取る中では、少しずつでもということの購入をということとであります。先ほど町長のほうからもありましたように、購入を全く諦めたわけではないというところがございます。先ほど、協定期間の話だったり、事業を始めてまだ丸3年しかたっていないというところもございます。そんな中で、今後、協定が20年という長いスパンの中で、やはりしかるべき時期に、そういう購入の話もする時期が来ましたら、その辺は考えていく必要があるのかなというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 今、課長からは、もう少し今の事業を進めてからということだと思います。そうしたら、お金も、大分基金もたまっていると思うんですが、やっぱり寄附者の応答戦略という場合には、やはり一部でも取得したよと。小面積だけでも実際に取得したとなったら、ある意味、弾みがつくと思うんですね。大社の方だとか、お寺さんも喜んでいただけると思うし、町民も喜んでいただけると思うんで、ずっと後になってからまとめてというよりは、今は逆に事業が始まって、信頼関係が結ばれたという、今の熱いうちに、逆に取得に向けてアクションを起こしたほうがいいんじゃないかなというのが私の考えです。

特に林業会社さんの山というのは、那智山というのは、源流域は大きく分けると二の滝、三の滝がある、本流ですね、本谷筋と林業会社さんのある一の滝からすぐに左に大きく迂回して、西の谷という部分があって、林業会社さんの分はほとんどが西の谷に属している。けども、その部分を源流域のかなり半分ぐらいを占めている、4割ぐらいを占めているんですが、ただ一部、本谷筋のほうにも林業会社さんの山がかかってまして、実は三の滝というのは、林業会社さんと国有林の中間、境界ぐらいにあるんですね。社長も自分とこの山に三の滝がある。それが一番自慢でステータス。二の滝、三の滝というのは、神秘ウオークで、那智大社の了解がないと入れない、禁足域と言われているんですが、林業会社さんの土地を通ると行けるんですよ。だから、それが非常に自慢なんですけど、本当だったら、一番コアな部分をどうしてもやっぱり町が持っておきたい部分。

一方で、林業会社さんとしたら、絶対手放したくない部分かも知んですが、その辺はやっぱり交渉だと思うんで、けど、私は林業会社さんの一番メインの西の谷の部分は、ある意味、営利活動を今後も間伐をしながら続けてもらったらいいと思うんですが、本谷筋ですね、一番

大事な一の滝、二の滝、三の滝がある。そこはできたら少しずつでも購入をしていくということを考えていただきたいと思います。

これは、でも本当タイミングなんで、私も保証はできないんですが、今、非常に林業会社の社長さんも、大社の扇祭りのときも必ず出席をされて、玉串をといて、非常にいい関係、大社さんともいい関係で、町ともいい関係なんで、少しずつでもええんで進展をさせていただきたい。これは交渉事なんで、秘密裏に行っていた方がいいんで、町長が頃合いを見て、本社さんに行ったときに寄ってくるとかということをしていただければ、結果は別に我々に知らせていただかなくても、うまくいったときだけ結果報告していただいたらいいんですが、その辺の発想転換というんですかね、していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 森林所有者さんに対しての山林の購入の関係でございます。時期を見てではなくて、もう既に話はさせていただいてます。売る、売らないというのはちょっと別なんですけど。ただ、所有者さんは、私どもも責任を持って那智の滝を守っていくんだという意気込みをお持ちです。もちろん、うちは購入できてもいいんですけど、そういう気持ちというのがすごくありがたいというか、大社さんのほうもすごく理解いただいているねみたいなお話もございました。

ただ、決して諦めていることじゃなくて、絶えずお話をしてます。ここどうかなみたいな話も、ちょっとここは言いませんけど、そんな話もあるにはありましたので、決して時期が来たら買うとかいうのではなくて、ずっと購入の意向は持っているつもりでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7 番曽根議員。

○7 番（曽根和仁君） これ以上は何も言いませんが、やっぱりタイミングだと思いますので、その辺、意識をしてくださっているということが分かったんで、ぜひその辺よろしく願いしたいと思います。

もう1点、答申の中でちょっと異色な部分なんですけど、那智高原公園の活用ということも、後から追加で検討課題に加わって、これについても三つほど案を提案していただいているんですね。一つは、那智高原公園をクマノザクラの植樹、クマノザクラの公園にしたらどうか。もう一つは、那智原始林のサテライト公園ということで、那智原始林に生えているような木を、代表的な木を植えて、一つの観察できるような、市民が観察できるような植物公園のようにする。

もう一つは、そのままあえて何もせずに芝地で残しておいて、災害時に使えるような場所として保存していくという、それももちろん最もかもしませんが、クマノザクラの公園ですとか、那智原始林のサテライト公園という、だから、自然な状態を開発して今の公園にしていますが、遊具も今後撤去されて、ある意味、更地になるんで、そこをまた自然の状態に戻していくということなんで、これ、最近、町長が新たに掲げられたネイチャーポジティブという活動にもぴったりかなと。自然を復活させるという意味だと思いますが、ネイチャーポ

ジティブの活動に、町長は民間の事業者と巻き込んでというんですかね、協定を結んで取り組むというんですが、これどういう意図で始まったんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

報道にも幾つか出ましたが、今年の1月16日に三者協定を結んでおります。背景としましては、生物多様性の損失は、気候変動と並ぶ世界的に深刻な課題の一つであり、近年、自然の損失を止め、回復へと転じるネイチャーポジティブの実現が国際的に求められるというところでございます。

また、当町も同じくではございますが、世界有数の生物多様性ホットスポットもあり、多様で豊かな自然を有する町として、やはりそういうところも危機感を持ちながら保全に努めていきたいというところで、三者協定を結んでいるところでございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） その中で、JESCOホールディングスさんという会社ですね、これはホールディングというんで、何か投資会社かと思ったら、そうじゃなくて電気事業をやっていると、電気設備の設置を行っている東京の会社だといいます。そこが源流域ではないんですが、こっちの妙法山に近い辺りですかね、16ヘクタールぐらい山を所有して、そこでも湿地の保全の活動のほかに、所有している山でも、そういうネイチャーポジティブの活動をしたいということで、既に今年の1月に実施したということで、この間、湿地の保存に行ったときに、その担当の方が来られてて、聞いたら、10メートル四方の山の調査して、杉、ヒノキ以外のいろんな植物がどんだけ生えているかを調べて、それが今度、どんだけ育っていくかを調べる事業をやるんだと言ってたんで、私も、10メートル四方、16ヘクタールあるんだから、100メートル四方ぐらいやってよと言ったら、最初なんぞという話なんだけど。

だから、せっかくそういうことをやろうとしている企業なんで、那智高原でドングリを育てて植えるだとか、クマノザクラを植えるとか、そういうのにも手助けして、当時、そのときは色川の人も手伝いに来たと行ってたね、その調査、10メートル四方で植物調査した。でも、10メートル四方の中でも、48種類ぐらいのいろんな植物が生えてたと。結構あるもんなんですね。

だから、間伐をやっていくと、やっぱり時間はかかるけど、長年、使ってたら広葉樹に変わっていくんじゃないかというのを、それをちょっと実証実験したいんだというお話だったけど、ただ、10メートル四方というのは、ちょっとないと思いますね。だから、まさにそういう活動をするのにふさわしい場所なんで、一つ考えていただけたらと思います。

そしてですね、もう1点、源流域の事業で気になるところがあります。源流域の保全事業というのは、民間林業会社さんの山林が事業対象なんです。それは源流域の大体4割ぐらい、半分近くを占めているんですが、残りはどうなるのかといった場合、残りは国有林だとか、明治神宮さんの山、国有林はかなり広葉樹の比率が6割、7割が広葉樹なんですが、明治神宮さん山はほとんどが人工林で、ここが15年前の紀伊半島大水害では、かなり大きな土石流が起こ

ったんですね。

だから、林業会社さんの山というのは、ほとんど土石流や崩壊は起こらなかったですね。河川で搬出するという非常に環境に優しい林業をやっているわけですね。明治神宮さんのところは、かつて別の会社が持っていて、そのときに林道をいっぱい張り巡らせて、その林道が危険になって、かなり土石流が起こっているということなんで、むしろ明治神宮さんの山林は大丈夫なのという、これ一部、答申の中でもちょっと触れているんですね。

実は崩壊したところの経過をちゃんと観察していくべきだということも指摘されているんですが、林業会社さん以外の部分にもちゃんと観察をしていかなければいけないし、場合によっては、事業を使わずに、ちょっと管理してよだとか、どうしてもできなかつたら、一部協定を結んで事業を使うとか、一番大事な本谷筋なんですね、明治神宮さんの山は。そちらはどうなのかなという心配があるんですが、そこについては今まで考えたことはあるのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 固有名詞はあれなんですけど、神宮さんへは直接行ってお話をさせていただきました。そこから、用材、ヒノキを切り出して、明治神宮の拝殿かどっかを建てられたということみたいです。そういう意味では、今ある杉、ヒノキを用材として使いたいというような意向がありました。

広葉樹の森にというお話もしたんですが、ちょっと検討が必要だというようなことでございますので、そちらについても、もし可能であれば、購入はどうか分かりませんが、用材搬出の場所というようなこともございますので、こちらも粘り強く、いろいろなお話をさせていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 神宮さんの名前を出して、林業会社さんの名前も公に結構出てますので、あえて出さなかったんですけど、神宮さんの部分は大丈夫かなと思って、ちょっと名前を出させていただいたんですが。実際には100年切りませんよと言うてくれているので安心なんですけど、やっぱり答申の中では、大規模に土石流が発生した後もちゃんと経過を観察していったほうがいいと。答申ではそういった部分も、堰堤とかをつくらなくても自然に回復していく可能性があるということも書いていただいているんですが、やはり観察をすべきと書いていますので、その辺を忘れないでください。

あと、できたら林業会社さん、間伐を今やっていらっしゃる。当たり前の間伐だと思うんですが、一部できたら冒険的な、本当に広葉樹を導入するような間伐方法というのが、結構昔はそんなの難しいと言われたんですが、専門的にいろんな国や県の試験機関でも、広葉樹化の実証事業から始めて、本当に本格導入して、広葉樹化の、ある意味、技術が確立しつつあるんで、带状に結構広い面積を間伐して、そこへ広葉樹を。できたら、国有林なんかは広葉樹が多いんで、その隣りから、そういう事業をやると、種も飛んできやすい、そういうところからやるとということもあるんで、林業会社さんに言うて、一部冒険的な、冒険的と言ったら悪いんですけど

ども、先進的な事業なんかも導入させてよというようなことが言えたら。だから、そういう意味でも、町が購入できたら、購入した山でやるんやったら、町ができますので、そういうものも含めて、町が購入できないかなというふうに思ってます。これは要望ですので、また考えていっていただきたいと思います。

那智の滝の源流域の質問は以上になります。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 林業会社さんは、間伐だけじゃなくて、川に流れていっているような木ですね、以前切った木とか、全部上に上げて、まず土づくりを始めていただいています。それはなぜかと言ったら、広葉樹とかを植えるための土づくりを進めていただいていますし、特に古道沿いで、広くて、歩いてこられて、実際に植樹して、記念植樹じゃないんですけど、そういうことができる場所も提供しますよというお話も、いろんなディスカッション中でしていますので、できるところからやっていきたいと思いますし、特に尾鷲の速水林業さん、F S C、持続可能な林業経営ということで、大きな木だけを切って、どんどん雑木を植えながら、杉、ヒノキもどんどん大きくしていくという、広大な土地でないと難しいと思うんですけども、そういうったものも視野に入れながら、林業者さんといろいろお話をしていければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 町長が今おっしゃった古道沿いの、実は我々視察させていただいたときも、社長じきじき、何茶屋やったかな、そのところがちょうど林業さんの持っているところで、ちょっと広場があって、ここに雑木植えたらええねという話は、直接町長から伺いました。

ただ、世界遺産になっているんで、ひょっとしたら植樹自体も、幾ら広葉樹を植えたら言うても、多分、今日、大丈夫なのかな。その辺慎重にやっていただけたらなと思いますし、速水林業の山も、私も実は以前見たんですけど、本当にすばらしい杉、ヒノキの原木が広葉樹の中に生えているという、ああいう山に今後我々が生きている間にはならないと思いますが、目指して頑張っていただきたいと思います。

では、次に3番目の文化財保護行政の体制づくりという質問に移ります。

この質問なんですが、特定の職員、学芸員という言葉が出てきますが、特定の職員個人を念頭に置いたのではなくて、学芸員とか、そういう知識を持った職員一般という意味合いで行いますので、誤解のないようにお願いいたします。

まず、本町が学芸員を配置する理由を聞きたいんですが、学芸員は博物館法の第4条というのに基づいた専門的な職務に当たるとされていますが、特に公立の博物館や美術館がある自治体は必置義務があります。そうした施設を持っていない本町に、学芸員にどんな仕事をしていただくということで配置するのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 学芸員の設置の理由ということでございます。本町には文化財といっ

た、そういった貴重な資源ございます。また、過去から来ている歴史、文化、そういったものを守るとともに、それを皆さんに情報共有して、文化の調整をしていくと、そういったところの活動をしていくことを主な業務としております。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 確かに、今おっしゃった仕事は、文化財の学芸員の仕事の一部ですが、本来やったら、もっと研究ですとか、発掘とまではいかないが発掘、新宮市の学芸員だったら発掘の作業もやってますけど、調査研究が本来で、普及啓発というのも当然含まれるんですが、それ以外に、もし学芸員は、それだけ従事するんだったらいいんだけど、社会教育のほかの仕事も忙しいからやってくださいというふうになるのか、むしろそっちの仕事が増えてしまわないのかなと心配もしているのと、あと学芸員が1人で仕事をするという、やっぱり相談相手とかがないというのはいかなるものでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 学芸員がどんな業務をしているかというところですけども、学芸員が所属しているところは、教育委員会の生涯学習課の一員となります。6名体制の中でやっている1名ということで、イベントとか、いろんな意味で、人数が動員するときには手伝っていたりもしますけれども、基本的にはやはり専門職なんで、専門職に専念できるだけさせるような形でとは考えております。

ただ、一般的には業務全般的なことは対応できるような、そういったところでは、ある程度の業務については分かるような形で今指導しているところでございます。学芸員が1人で業務に携わっていないかというところでございますけども、今現在は新しい学芸員を迎えておりますが、そこに関しましては、今現在いる職員と2人体制で相談しながら、新しい学芸員、新規採用の職員なんで、指導しながら二人三脚でやっている、そういうところでございます。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 今、2名体制ということだったんですが、やはり学芸員でしたら、学芸員ではなくても、同じようなある程度専門的な歴史とか文化とか図書館、そういう知識を持ったような職員が上司というんですかね、つかないと、やっぱり専門家なんで、僕心配なのは、例えば隣の新宮市でしたら、私聞いたら文化振興課という課があって、10人ぐらいいるんですね、会計年度の方も入れたら。その下に文化財係と文化事業係があって、文化財係は、学芸員が2名と、あと事務の職員が1名の3人、職員は3人で、多分それで、あと会計年度職員も一、二名入るという、そういう中でやるんで、やっぱり業務するに当たって、いろんな相談もできということですよ。

それが今の体制だと、ちょっと期待できないのかなという。やはり学芸員、複数は無理だったら、学芸員ともう1人、ベテランで、そういう歴史とかの知識のある人をつけて、相談しながらやっていくという体制を取らないと、職員としての、本当に専門家なんです。だから、僕もそういうところを出たけど、学芸員はとて取れなかったです。単位をたくさん取らないといかんし、実習もしないといけないという、物すごい勉強しないと学芸員になれないんです

よね。そういう専門家なんで、やっぱりやりがいがないと長続きしない可能性もあります。ですから、やっぱり職員との成長だとか、仕事のやりがいということを考えたら、今の体制ではいけないと思います。

私の提案なんですけど、できたら文化財調査室というような名前の部署を設けて、別に部屋になっても、なくても室でいいんですよ。設けて、そういうベテラン職員と新しい学芸員と配置してやったらどうかなと。それで、当然学芸員だけの仕事だったら、やっぱりほかの仕事も手薄だったら、社会教育ですとか、図書館のほうも兼務していただく必要があるんですが、少なくとも文化財調査係だとか、室というような肩書、部署をつくる必要があるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 学芸員を含めた文化財関係職員の体制ということでございます。議員御指摘のとおり、やはり文化財事業に携わる職員としては、専門知識、経験、そういったものがなければなかなかうまくこれに関わることはできないというところでございます。本町でも学芸員の採用職員としましては、平成26年に退職してから、長らく不在となっておるところで、令和5年にやっと採用できたんですけども、諸事情で7年度途中で退職と、こういった形で、今年度、また新たに1名というふうになってます。

そういうところでは、例えば学芸員がずっと長くおれば、経験積んでくれば、それなりに業務はこなせていけると思うんですけども、やはりこういった中で、学芸員が途中でいなくなった場合、じゃあそれをどんなにするのかというところで、例えば、こういったところにつきましては学芸員2名体制のほうがいいんじゃないかとか、そういったところのお声というのもいただいているところでございます。

よその状況の中では、学芸員複数名とか、もしくはそれに携わる業務が、長く携わっている、経験されている方がいらっしゃるというふうな例もありますんで、そういったところにつきましては、私どもも課題として捉まえております。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 新宮市のような、実際博物館だとか、遺跡がいろいろある、そういうところでしたら複数体制で、今、実際複数なんですけど、うちの場合はそうではないんで、やっぱり1名が限界だと思います。ただ、その1名だけでも本当に上手に職員を使いこなすと言ったら変なんですけど、働いてもらう体制は、やっぱり今の体制では不十分なんで、よく考えていただきたいし、文化財調査室と言いましたけど、そういうベテランとセットで2名体制をつくってほしいというのは、もう一つ、私や城本議員もかねてから心配しているのが懸泉堂、これが2年間全く事業が動いてないと。これを進展させるためにも、以前は、学芸員がいないからできないとおっしゃってましたが、来たばかりの学芸員に、これだけ大きな事業は絶対できません。専門知識を持った学芸員とベテランの職員1人つけて2名、それプラス副町長あたりも入ってチームをつくらないと絶対この事業はできないんで、そういう意味でも、期間限定でもいいから、そういうチームをつくっていただきたいんですね。

懸泉堂についても、ちょっと触れさせていただきたいんですが、今回、台風6号が通過することに当たって、私は一晩中眠れなかったんですよ。一つは、小匠ダムの水位が58メートルまでしか水をためれないところが、56.5メートルぐらいまでいったんで、これは太田地区が水害に遭うなという心配と、懸泉堂は2階に雨戸がないんですね。以前は、この写真にあるように、白い雨戸がはまってたはずなんですけど、今、雨戸がなくて、ここの台風で、これ2階の窓が破られたら屋根が飛ばされ、そこまで行かなくても大きく破損するんじゃないかという、それが非常に心配で眠れなくて、夜が明けてすぐに、当然、太田のほうをぐるっと1周して、一部通行止めのところがありましたけど、被害がなくて、八尺鏡野のほうへ回ったけど、八尺鏡野のほうでも通行止めなんで、またちょっと迂回して、懸泉堂を見に行きたんですが、無事だったんでほっとしたんですが、かなりブルーシートが広範に飛び散っていたんで、隣の家を管理されている方から大分強くお叱りを受けました。とにかく管理もしっかりしてくれと。町の財産でしようということで、ただ直後、すぐ城本議員さんも回ってきて、やっぱり心配で、また通りがかった住民の方も車を止めてというから、皆さん心配しているというのが分かったんですね。

これ今の管理方法が本当に適当なのか。文化財にする予定の建物が十分に管理されていないんじゃないのか。寄贈者との約束も守られてないと。これ下手したら監査委員による厳重注意の対象になるんじゃないかと思いますが、その辺心配しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 管理の問題でございます。今回、台風6号ということで、私も朝の懸泉堂のほうは見に行かせていただいたところでございますけども、御指摘のとおり、今現在、ブルーシートのほうが破れているような状態になっております。こちらのほうの更新のほうも検討はさせてもらったんですけども、こういった形のものがいいのかとか、そういったところで、私のほうで、まだ方針ちょっと決めかねているところがございまして、対応できておりませんでした。

近隣の方に御迷惑かけたというところで、そこは私のほうでもおわびに上がったところでございますけども、議員御指摘のとおり、文化財としての価値のある建物というものにふさわしいような感じ、そういうところにつきましては、今後十分注意していきたいと考えております。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） ちょっときついことを言わせていただきたいんですが、現実本当にそうなんです。当然、私たちだけじゃなくて、地元で長らく保存活動に関わってきた方からの悲痛な声もあって、今の姿を町が何も手につけない、これを見ているのがつらいと。自分が公開処刑を受けているような気持ちになってくると。あの前を通ること自体がつらいと言う方もいらっしゃるんですね。こんな思いをさせるというのは、教育委員会によるいじめじゃないのかと。極端な言い方なんですけど、思うし、だから、あの建物は、以前、古道を守る会のメンバーの方が、雨漏りがしそうになったときにチャリティーバザーをして、それで修繕費を捻出して直したという、そんな手を経て守られてきたということもあるということを念頭に入れてほしいし、今回は小さい台風だったんですけども、もし大きな台風で修復が不能になった場合の事前の策

みたいのは、何か考えておられるのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 事前の策というのは、修復ができなくなった場合に、そこをどうするかということでしょうか。

建物が活用無理ということになりましたら、その後は、跡地利用とか、どうするかということになると思うんですけども、それ以前の問題としまして、先ほどの問題にもつながるんですけども、文化財事業の中で、今、町の文化財指定をする案件というのが、今たまっている状態でございます。その中に、文化財審議会からも御指摘いただいているんですけども、懸泉堂の中の古文書、そちらのほうも町の文化財指定というところで進めるようにと言われたような指示もございますので、そういったところで、あの建物の存在といいますか、そういったものを残せるような形のもの、そういったものはしていかなければならないと考えております。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 建物が壊れるということはあってはならないんですが、それは絶対ないとは言いきれないので、そうなった場合の中のもの、非常に貴重な、今、議会事務局長が教育次長のときにかなり調査が進んで、大体どういうものがあるという目録もできてますので、少なくとも、そういったものをきちっと保存していくということも、最悪の事態を想定して考えていただきたいと思います。

そして、新宮市の佐藤春夫記念館が、この秋、10月頃に移転オープンするんですね。そのときに、今回、懸泉堂の寄贈に当たって、やっぱり佐藤春夫の親族の方が、所有者だけでなくて親族の方が大勢奔走して、当然、当時の総務課長も一生懸命対応して、楽に寄贈を受けたんじゃないんですね。かなりいろんな人が関わって寄贈に至っているんです。そのときに関わった親族の方も、当然オープンに向けて出席されるそうです。当然、佐藤春夫のお墓というのは、京都の知恩院と下里の学校の横のお墓にあるんで、当然、墓参りも来ると思うし、そのとき多分、懸泉堂にも寄られると思うんで、そのときに多分、今の姿を見たら、がっかりはされると思うんですが、ただがっかりはされても、いや、こういう体制でやりますよという体制を大ざっぱでもいいんで、方針ぐらいはお示しできるように、そのときにしないと、本当に何ですかね、約束を裏切ることになってしまいますので、それをぜひお願いをしておきたいと思います。

そして、副町長にお聞きします。やっぱり副町長の力というのは大きいと思うんで、実際の事業費をどうやって捻出するか、もしやる場合。例えば、分かりやすく1億円かかるとしたら、過疎債がどれぐらい使って、それ以外の国の補助金がどれだけ使えて、じゃあ町の持ち出しはどんなのかという、大ざっぱな考えというのは、今持ってますか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） いろんなやり方はあると思います。過疎債のみで行く場合でしたら、1億円の事業費、そのうち70%が交付税措置、もしくは例えば空き家対策総合支援事業補助金、こちらのほうを使いますと、対象事業費の2分の1が5,000万円、5,000万円が補助金で、残りの補助裏を5,000万円について過疎債を使用すると。そのうちの30%が実質的な持ち出しにな

るというふうな、そのほかにも補助金等、今いろんなところは当たっておりますけども、具体的には今こういったところでございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 今、大体補助金ですね。だから、どうしてもやっぱり町の持ち出しが出てくるんですが、町の持ち出しを限りなくゼロに近づけることができれば、議会や町民の理解が得られるんですが、前森町長が教育長だったときか、町長になられてすぐか、多分、教育長のときだったと思いますが、町の持ち出し分を極力減らすために、クラウドファンディングだとか、何らかの寄附を募って、そこをカバーしたいなということもおっしゃってたんで、その辺はやっぱりちょっと考えていただきたいなと思ってますので、よろしくお願いします。もし何かあったら。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） ありがとうございます。力があるかどうかというのは、ちょっと微妙なところもありますが、しっかりとやっていかないといけないなという問題だと思っています。やっぱりそれぞれの地域にとって、自分たちのアイデンティティーにつながるものを残していくというのは本当に大事なことやと思ってまして、それがうまくいってないというのは、本当に町民に対して申し訳ないなという思いもございます。そういう中で、何とか進めていきたいという思いは、教育委員会も当局も持ってございまして、しっかりやらせていただきたいと思っています。

財源については、当然、ふるさと納税でも、そういった教育とか、そういった文化財の保存というような部分でも御寄附を頂戴してございますので、そういうのも活用しながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 今、副町長からふるさと納税ということもある。だから、これ2年間何もしなかったというのが、だから寄贈してすぐに修繕に充てるということで、ふるさと納税のところに、町内にある文化財の修繕というふうにやっというたら、2年たったら、ひよっとしたら那智の滝でも1年で2,000万円たまるんだから、やっぱりかなりの額がひよっとしたらたまってたかもしれないんで、その意味でも初動の遅さというのは、ちょっと悔やまれてならないんですが。我々まだ改修できる可能性を信じてますので、事業化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、もう一度、学芸員の話に戻るんですが、那智勝浦町の文化財行政というのは、学芸員がおったり、おらなんだりで停滞をしているんですが、今回、新しい学芸員が来ていただいたということで、新たな体制をつくって、各地域の文化財の保全ということに心がけていただきたいんですが。退職された学芸員さんなんですが、ずっと広報に、学芸員通信というのを連載してくれて、一番最後、12回目のほうが、これが非常に大事なことが書いて、これを一番言いたかったのかなと思うんですが。

文化財というのは、世界遺産だとか、一番重要なんは国宝ですが、そういう指定されているものだけが重要じゃないんですよ。やっぱり地域にある、何でもないように思うけども、歴史的な資源だけじゃなくて、自然的なものも含めて、そういったものをやっぱり大事にしていってほしいよというのを最後に書いて終わってるんだけど、だから、こういうことがうちの学芸員に求められる、これからの仕事だと思います。

だから、ほとんど貴重な遺産というのは、那智大社とか、そこに偏ってて、むしろ地域に残っている、懸泉堂もそうですけど、指定されてない文化財を新たに指定して守っていくと。そのときには、歴史的な建造物だけじゃなくて、名勝ですね、弁天島みたいな場所だとか、あと動植物ですね、湿地にあるような動植物とか、そういうのも見いだしていったらいいんで、文化財審議会のメンバーも、今まではどっちかという、歴史的なことに詳しい人に偏ってたんですが、動植物に詳しいような人も加えていったらいいなと思います。

あと、新たに覺之助さん、中村さんのお宅に残っている書類なんかも、まだ明治時代のものですけど、十分文化財に新たに指定できると思いますし、駅前のちょっと厄介者扱いされているようなロータリーにある佐藤春男さんの歌碑、あれは昭和34年か、かなり新しいものですけど、あんなのも文化財的ないわれまで入れると、あると思うんです。そういうものも含めて、新たに文化財指定というのを考えていったらいいと思います。

那智勝浦町の副読本が、これ絶版になっているということをこの間言いましたけど、那智勝浦町の文化財に関する本も、はるか以前に絶版で、文化財審議会をやったときも、コピーしかもらってないんですよ。だから、こんなのも新しくつくっていただきたいと思います。

その辺り、最後に、これがやっぱり子供たちの郷土愛につながって、できたら、また出て行った子供が帰ってくるというふうにつながっていただきたいなとひそかに思っているんですが、新しい体制をつくっていただくということで、教育長に、最後、何か一言いただいて、質問を終了したいと思います、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育長岡田さん。

○教育長（岡田秀洋君） お答えいたします。

様々な課題につきまして、進展とか、進捗が十分でない。その点は全てリードしていけなかった私の行政責任でもあると思ってございます。今、御提案いただいた件、さらにお言葉というものを真摯に受け止めながら、自らのことも含めながら取り組んでまいりたい、そういうふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員。

○7 番（曾根和仁君） 以上で一般質問を終結します。どうもありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 7 番曾根議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時5分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時52分 休憩

11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

次に、9番松本議員の一般質問を許可します。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問内容は、町長の政治姿勢（観光、商工・財政・病院・財産の適切な管理・事業の優先順位）などとして質問させていただきます。

まず初めに、事業の優先順位として、3期目を迎えられた町長の現時点の具体的な事業の考えをお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 3期目を町政担うに当たっての優先順位ということでございますが、優先順位というか、私、公約にこれからしていきたいことも上げましたけれども、全ては全部本来に優先だと思ってます。その中でも、いろんな喫緊の課題もございますし、今年は紀伊半島大水害から15年の年でもありますから、そういう意味でも、防災・減災対策、ここはいろんな意味で、この間も気象防災情報も変わりましたし、町民の意識高揚含めて、そういったことが優先というか、その中でも特に今やる必要があることがあるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 公約の中身ということで、このチラシ、昨日からよく出ているんですが、産業振興による経済対策の取組の中で、駅前ロータリーの改修や商店街の景観改善、弁天島周辺の施設整備（トイレ）というふうな記述もあるんですけども、こちら街なみ環境整備事業で大門坂駐車場であったり、駅前の改修であったりというものがあると思うんですが、特に私が注力したいのが、やっぱり体の不自由な方への配慮というのが、那智勝浦町として、おもてなしという観点から必要ではないかと思うんですけども、その辺り、十分配慮した計画で進めていただけるのかという点と、弁天島周辺に関しましては、昨年と記憶しているんですが、民間事業所から不動産の譲渡を頂いたと思うんですけども、いまだに手つかずの状態になっているかと思います。こちらの利活用についてと、早期に整備をされる意向があるのかという点を、2点ですが、教えてください。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 施設整備に当たってのバリアフリーという御指摘でございます。おっしゃるとおり、大門坂の改修については、以前から、私、身体障害者用の駐車場からトイレまで非常に遠いということで、これは問題であるというようなことも含めて、そういったことがあって改修に至ったところでございます。

庁舎の入り口もスロープがなくて、それについても、私どもは身体障害者差別解消法という

法律で義務づけられておりますので、できていなかったのは残念なんです、そういったことに配慮していきたいというふうに思ってます。

あと、弁天島の関係については、何せ予算要ることですので、何も予算可決いただいてないのに、何かということはすぐにはできなかったんですけども、地元の方々からいろいろ御意見はいただいていますので、どういった形がいいのか。それと横の土地とか全体の活用というか、どういった形がいいのかというようなことも必要だと思いますので、そういったことを見極めながら、場合によっては、予算計上をこれからお願いするかもしれませんけれども、そういったことで考えているところです。

以上です。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ローターリーとか駐車場の整備なんですけども、こちらにつきましては、悪天候であっても、そういった利用される方の不利益というか、安心・安全に利用できるような配慮をぜひしていただいた設計にしていきたいと思いますというところを申し添えさせていただきます。

弁天島周辺につきましては、予算というところも必要ということなんです、いろんな調整が必要かと思います。ぜひとも、地域住民の方の要望もありますので、できることからやっていただければという点を申し添えさせていただいて、事業という点については終わらせていただきます。

次に、ちょっとお伺いしたいんですけども、観光という点で、最近、県もそうなんです、宿泊税についての関心が高まってきていると思います。こちらの宿泊税について、今現在、進捗でどのようなお考えがあるのかをもう一度教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 宿泊税についてということでございます。先日の補正予算でも御可決いただきましたが、現在、検討委員会を立ち上げて、できれば今年度中に方針等を決めていきたいなというところでございます。ちなみに、第1回の検討委員会を6月29日に予定しているところでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 宿泊税に関しては、観光庁のほうで観光立国推進基本計画第5次というものが大きく関係してくるのかなというふうに私自身は思ってます。その中で、住民生活の質の確保というふうな項目もあるんですけども、宿泊税に関係して、住民生活の質の確保というところはどのようなお考えでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 質の確保というところでございますが、本当にいろんなところに影響は考えられると思います。例えば、観光インフラを整備する、先ほども申し上げました大門坂のトイレであったり、そしてまた、常に古いトイレもございますので、その更新であったりというところに手当てをすることによって、地域住民の方の生活環境の向上につながるの

かなというふうにも思っております。

また、宿泊税を用いて観光の魅力を上げることによって、観光客の来訪が多く見込まれ、そのために観光税を導入するということもございますが、そのことによって雇用が生まれたり、経済の創出につながるというようなところで、住民に直結するところもあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 宿泊税の話になると避けては通れないところで、外国人のお客様、国内旅行のお客様という点がありまして、官公庁のほうの指針でも、目標が6,000万人、消費額で、外国人旅行で15兆円、国内旅行で30兆円という目標設定がされているんですけども、宿泊税に関して当町の目標設定というものが数字的にあるようでしたら教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 今のところ、これから検討委員会を立ち上げて議論するところがございますが、先日の委員会でもお示しましたように、例えば300円であったら、今の宿泊人数に掛けると、1億3,800万円程度が見込まれるというようなことはお示ししているところでございますが、これからの検討委員会の中での議論になろうかと思います。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 検討委員会でお話ししていただく際に、ぜひとも定性的な考えにならず、まず目標設定をしっかりといただいて、ここの土地柄の件とかも、地元の方も入っておられると思いますので、意見もしっかり聞いていただいて、町の住民の生活の質の確保とか、併せて来ていただくお客さんの満足度のアップにつながるような施策にさせていただきたいと思っております。

その上で、昨日の議員さんの質問にあったんですが、観光機構のしていただく仕事の内容で、ふるさと納税の事業をやってもらったらどうだという質問があったと思います。この中で新商品の開発だとか、取扱い商品の品数を増やすとかというお話はあったんですけども、昨年より観光企画のほうでやられているシティプロモーションで結構な予算を使われて、そのとき、僕の記憶では、関係人口の創出とか、特にうちが弱い関東方面からのお客さん、これを掘り起こして、そちらのふるさと納税を増やす、それで財源を増やすというふうなお話があったんですけども、昨日、ちょっとその説明がなかったんで、関係人口の創出強化というのは、今もまだ思っていると思いますが、その目標設定は何人ぐらいを目標にしているんでしょうか。もしくは何%ぐらい上げていく予定でしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） これから行う観光機構のシティプロモーションの関係で、目標ということで、これから、今まで。

〔今までもこれからもと呼ぶ者あり〕

昨年度のシティプロモーションにつきましては、議員おっしゃるとおり、関東圏のところということで、そしてまた、目標設定については、某リサーチ会社の数字、要はちょっと今手元

にはないんですが、那智勝浦町を知っていますかというふうなアンケートを取った中で、それを今年は上積みしていきたいというような目標で御説明させていただいたと思います。その結果については、これから集約しようと思ってますので、決算のときには間に合うかと思いますが、そのときに御説明させていただきたいなというふうには思っております。

これからのプロモーションというところでございますけども、先日も補正予算で多額の御可決いただきましたが、そちらについては説明の中でも、大手メディアに訴求していただく、那智勝浦町のPRをプロモーションをしていただくというところでございます。

観光機構の目標設定というところでございますけれども、やはり来訪者の増であったり、お客様満足度を上げるというところでございますけども、来訪者というよりも、やはり消費額に重きを置いているところでございます。来訪者が減っても、町内での消費額があれば、それは満足いく数字というところもございまして、今、昨年度ベースで消費額のほうが、日帰り、宿泊入れまして250億円という試算が出ております。その今年度、そういうプロモーションを行いまして、その上積みを図っていききたい、それが数字的な目安になろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 250億円ということなんですけども、目標設定というのは最初にしていたで、今回の機構さんでやってもらうシティプロモーションをですね、成果目標、最初に設定していただいて、その後、検証していただく。次の取組に活用できるようにしていただきたいなと申し添えます。

観光という点で、来月、インターハイのもので、体文のことがあるんですけども。僕も昔商売やってて、17年ほど前からレスリングの方は来ていただいています。レスリングの方ともまだ今でも交流もしてまして、昨日お話もあったんですけども、体文のほうにぜひ製氷機と冷水機というふうなお話があったんですけども、今回、インターハイということで、全国からたくさんの方が見えられると思いますので、その辺り、こんなにあるんや、こんなにしてもらえんやというふうな設備をしてあげていただきたいなと思うんですけども、その辺りのお考えはいかがでしょう。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 昨日も御質問あった件なんですけども、インターハイに向けての受入れ体制の整備というところでございます。昨日、すみません、製氷機の話だけちょっとさせていただきました。インターハイのことにしまして、私ども、県の担当の方らとお話する中で、製氷機しか、私の中では認識しておりませんでしたので、冷水機に関しては申し訳ございません。

やはり全国から集まりますせっかくの機会ですので、その中で、設備を、体制を整えるということは、今後にもつながる問題と考えておりますので、取り急ぎ重要視されてます製氷機につきましては、早急に対応するような今考えでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 物理的な、物的な整備もお願いしたいんですけども、ぜひ観光のまち、おもてなしのまちやと思いますんで、マグロとか温泉とかと、ふだんから言うてますんで、来られた方に、そういうことを体験できるような、時間がない言われたらそうかも分からんですけども、取組も併せてお考えいただきたいなと思いますが、その辺りは余地がありますか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 今回、主体が県のほうになってますんで、私ども、協力という形になりますんで、主体的に私どものほうでは考えておりません。申し訳ございません。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 昨日も少し触れさせていただきましたが、通常の歓迎式典ということで、本当におもてなし、レスリングであったり、ほかの競技であっても歓迎式典、一応執り行わせてもらっております。中心的なのが、本当に民宿組合さんであったりということで、そんな中でやってはおりますが、マグロという発想はないんですが、ドリンクの差し入れであったり、熊野ボトルウォーターのドリンクということは、この間、実施しているところでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 細かいことを言って申し訳ないんですけども、ふだん合宿で来ていただいたときに、スポーツドリンクの差し入れ、多分、町からも頂いているんですけども、今回、人数が人数なんで、水のボトルだけに限らず、スポーツドリンクも、本当にこんなにくれるんやちゅうぐらい、おもてなしをしてあげていただきたいなと思います。これは答弁結構でございます。

観光については、ちょっとこれで一段落させていただいて、利子補給に関して、今からお伺いさせていただきます。

まず、冒頭ちょっとお伺いしたいのは、昨年3月議会から、具体的には言わせていただいているんですけども、その当時から、今、この現時点、利息がどれだけ上がっているかというのを把握されてたらお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません。大変申し訳ありません。この1年間の利息のアップ率というのは、すみません、手元にございせん。今あるのが平成26年4月が1.45%、それが日本政策金融公庫の利息が、この4月で2.5%まで上昇しているところでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） こちらは、令和7年3月以前が1.25やったんですよ。令和8年6月1日現在で2.6なんです。コロナ禍は、ゼロ金利融資とかというのがはやって、実質金利要らないよという政策公庫さんの商品があったんですけど、今現在として、一般質問でお話しさせていただくようになってから、政策金利としては2倍になってます。

今回議案で出てきた補助率の改正として、1%から1.3%というお話やったんですけども、

こちら選定されるときに、どういった経緯でこのような結論に至ったかというのを教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

商工会のほうからも要望がございました。そんな中でというところでございますけど、やはり私どもとしまして、近隣市町村の状況であったり、これからのいろんな施策の中での検討であったりというところで、先日も申し上げましたが、近隣市町村の利子補給率の中で一番高いところが1.3%で、ほかは軒並み1.0%、これまでのうちのパーセントでございましたが、そういうところも含めて、今回は近隣の一番高いところというところで、合わせていただいているところでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 1.3%というのは新宮市やと思うんですけども、それで間違いないですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） そのとおりでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 昨年来より、僕も一般質問取り上げさせていただいて、担当課のほうにも何度かお話を聞きに行ったんですけども、そのときに職員さんのほうから、うちの町はうちの町やと。ほかの町に合う必要はないというコメントがあったんですけども、これ新宮市に合うというの、そういうことですか。ほかの町にも合わせていくということですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 近隣の状況を調査したところ、高いところが1.3%というところで、そしてまた、近隣のほとんどが1.0%というところを鑑みて、今回は私どもの町としては1.3%というところで、その数字になったというところでございます。

9○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そしたら、新宮市の利子補給の件数と金額、把握されてたら教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 大変申し訳ございません。新宮市についてはそこまで把握してございません。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 利子補給に関しては、自治体、自治体の小規模事業者さん、事業者さんが公庫のお金を借入れして、運転資金であったり、設備に回したりというふうな、何ていうんですかね、自治体もサポートをしていくというふうな取組が必要やからというんで生まれた制度なんですよ。自治体の規模によって予算の取り方も違いますし、使い方も違うのは分かっています。そやけども、うちの町で、今回、当初予算で210万円になって、今回50万円足していただいて260万円になったと。

今までどおりの運用ですね、1.3になったことによって、これ執行率どれぐらいになるんですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。商工会のほうと、令和7年度までの利用者、そして今後見込みもある利用者等々、算出した中で、補正予算額を決めたところでございますので、執行率というのは、目安としては260万円まではいかないというところの予算措置はしているというところでございますので、そこは十分、漏れなくといいますか、手当てはできているというふうな考えでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 利子補給の制度改正のお願いといたらあれですけど、質問した際に、今後、利率が上昇するのが目に見えていると。何とか小規模事業者さんの事業のために、いい改正をしてあげてくださいということがスタートやったんですよ。

お願いした当時と同じような状況にしようと思ったら、政策金利の90%ぐらいの利子補給の制度を設けてくださいというふうな提案もさせていただいているんですよ。だから、今回出てきたのが1.3でとどまっているんですね。36か月という期間というのもそのままですし、上限の10万円というのも、そのままやと認識しているんですけども、これ当局として、小規模事業者さんの伴走的な支援というのは、どのようなお考えなんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

商工全般にはなりますが、やはり商工会補助金を出してあったりですね、空き店舗事業というような形で、商工費も、毎年商工の支えるというところで予算措置はさせていただいているところでございます。今回については、先ほど9番議員のほうからもありましたように、ほかに要望もございました。そんな中、結果的には1.3%というところでございますが、そういう御意見は、今後も引き続き商工会と色々な形で情報共有しながら、また商店の方にも耳を傾けながら、寄り添いながら、支援できる部分は支援していきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 商工会と打合せしてもうているという話なんですけども、商工会から、1.3%ということに対してはどのような回答があったんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 結果はお伝えさせていただきました。そこで、商工会のほうからは、お礼といいますか、そういうところはもちろんございました。先ほども申し上げましたように、今後も含めて、色々な形で商工会とは情報交換していきたいというふうには思っております。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 商工会には、商工費ということで、僕、議員させてもうてからでも、毎年

900万円の補助金入れていると思うんですよ。その反面、コロナ禍系から物価高騰、資材がないとかというふうな問題があって、小規模事業者さん、非常に厳しい状況なんですけども、そういう厳しい状況というのは何か耳に入っているとかないですか。町長でも、当局の皆さん誰でもええんですけど、何かあったら教えてください。入ってるか、入ってないか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 商工業だけではございません。本当に近年の物価高騰の中では、やはり皆さん、そういう形でエネルギー代であったり食料品の高騰であったりというようなお声は耳にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 多分、それは消費者の方とか、そんな声やと思うんですけども。事業者さんも、例えばですけども、製造業の方とかでしたら、3月の時点で6月にフィルムが停止になるやろうとか、個人でやられている塗装業の方とかも、シンナーなくなると言うとか、お菓子作られている方も、これ以上原料上がったらようせんとか。それに加えて、お金借りてまでようせんよという。お金借りるんやったら店閉めようかなというふうな、僕が、商売厳しい状況の人ばかり付き合いしているから、そんな話になるんか知らんですけども。実際問題、お金を借りる。小規模事業者さんが100万円借りるというのが、すごいハードルの高い話ですし、100万円借りて運転資金に回せて、とにかく今のげると言うこともよくあるんですよ。

その100万円に対して利息がという、利息リスクを避けるために利子補給という制度も創設されてあるんですね。その中で、当町の仕組みが、補償の上限10万円やし、36か月やしというのがあるんで、せめて借りているお金を返すまで、上限の取決めとかも取っ払ってくれちゃうんで話させてもらったんですわ。36か月というところに、まだこだわりを持たれる何か理由ってあるんですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） もちろん、この間、いろんな形で商工会さんの意見なり、事業者さんの意見も聞いてきておりますが、やはりその部分についての撤廃というお話も商工会さんのほうからも強い要望はございます。

先ほども申し上げましたが、近隣の制度というところも照らし合わせながら、今後検討はしていきたいというふうに思っておりますので、こだわりというところよりも、今回の1.3%ということを一且いろんなところを鑑みたところで、御可決いただきましたが、引き続きその辺については、いろんなところで議論しながら検討してまいりたいというふうなところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 36か月について、何でこうやってしつこく言うかということ、このマル経の金融の商品として、運転資金7年、設備で10年という長期にわたる借入金制度なんですよ。これ36か月で、商工会の言い分としても、大体みんな36か月で借換えするからみたいな意見もあ

ったと思うんですわ。そやけど、それがみんなかいうたら、みんなじゃないんですよ。

36か月で借換えすると、これ本当に細かい話ですけども、金銭消費貸借契約書に貼る印紙代、じゃあどうするんなど。そこまで見てくれるんかちゅう話。これ小規模事業者さんにとったら1円、10円、100円で、非常に経営悩ましいとこなんですわ。そやから、この36か月とか取っ払ったってくれちゅう話したんですけども、その辺まで考えて制度設計されてますか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） いろいろと御質問、利子補給について、この制度というのは、県内市町村ないところもたくさんありまして、そういう中で、本町が過去にこれをつくっているというのは本当に事業者の方を大事にしている、本当にいい制度だなというふうに思ってます。

そういう中で、今回、商工会様のほうからも、こういった物価の問題とか、いろんなことがある中で、それから議員の一般質問でもございましたですけども。そういう中で、やっぱり利率については、1.0よりもどんどん大きくなってきているんで、ちゃんとしないといけなとか、当然、それから先ほどの3年というような縛りもあるというような問題であるとか、あと、もう一つは、何でしたっけ、上限の問題、そういったことについて、もう少し緩和をして、もう少し小規模事業者の方にとというようなこと、これについては、我々も田辺の金融公庫様にもお話も聞きましたら、大体が那智勝浦町内であれば、数百万の運転資金を借りるというのがほとんどであると。当然たくさんお借りになって、整備とかもされるところもあると思うんですけど。

それだったら上限については、10万円という上限を変えなくても、ほとんどはそんなに影響も、ある部分もあると思いますけども、大丈夫なんだろうとか、あとは3年については、借換えのお話とか、あとは、すみません、他の市町村も大体3年というあたりで区切っているというようなこととかも、我々も参考にしながら、商工会と話しする中で、やっぱり優先するのは何かというと、やっぱり利率というのがどんどん上がってきているので、そこについて何とかしてもらいたいというような商工会の思いもございました。

当然、会長からも御同席いただいて、御要望も頂戴しまして、その後、事務方ともしっかりと話をしてもらう中で、1.3%というのは最優先で措置していこうというふうなことを考えたところでございます。

当然、金利の上昇であるとか、いろいろ環境の影響とかに対して、我々も当然対応していかないといけないなというふうな思いはございまして、引き続きやっていこうと思いますが、取りあえずというか、我々も財源というふうな中で、何をやるかという中で、これをさせていただきたいということに対して、商工会のほうからも、一応の御納得も頂戴する中で、引き続き考えていくということも併せて、先ほど課長からもありましたとおり、願書もいただいて、しっかりとこの地域に資金を流通させて、地域経済を盛り上げていくためのマル経融資という、公共が支援をするというような、そういう側面もございまして、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） まず、御答弁ありがとうございます。

町も商工会と条例結んでいるはずなんですよ。御存じやと思いますけども。那智勝浦町中小企業・小規模企業振興基本条例、こちら結んでいると思うんですよ。町として、小規模事業者さんへ財政的な支援であるとか、様々な支援をなさいよということと、商工会は商工会として、一生懸命、小規模事業者さんの経営支援なさいよというふうなことが、ざっくり言うたら、そういうこと書かれているもんなんです。これ近年のBCP計画とか、そういった中で、商工会の果たす役割とか、商工会と役場の皆さんと話をする役割の一環で、経済面でこういった条例が制定されていると思うんですよ。

その中で、この1年、利子補給のこと言い続けてきて、その間に利息はどんどん上がって行って、それで出てきたのが1から1.3%やと。これ、じゃあ逆に、今度何%になったらどういった見直しするんかという話をお聞かせいただきたいのと、これ最後の質問にしますんで、利子補給の。商工会に900万円出していますよね。900万円出しているうちの、うちはこんだけしか出さへんから、商工会さんで、あと、こんだけ出したらはという、この条例にのっとって、そういった提案は考えへんかったんですか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） できるだけというのは、当然、事業者の方というのは、やっぱり自主的にやっていただくというのは大原則、商売はどんどんやっていただくというのは大原則でございます。公共がというか、町が支えられる部分というのは、こういった産業系というのは、やっぱり国とか県が中心になりますので、なかなか町がというのは厳しい部分もございます。ただ、先ほど申されたような条例の制定もして、中小の事業者を守ることで、地域の活性化というふうな公共的な側面もあることに対して、政策を打っていかなあかんというのは事実でございます。

利子補給につきましては、当然、また10万円というのは、年間、最大1,000万円近く借りても、10万円というふうなことなので、それほど事業者の方に、何ていうんでしょうかね、実質的なものというのはないと思うんですけども。ただ、やっぱり心理的に融資を受けてでも商売頑張っていこうというふうなことに対して、背中を押してさしあげられる部分もあるのかなというふうに思ってます。本当に利子補給制度というのは大事なんだろうなというふうに思っています。

どれぐらいというのは、やっぱり近隣の部分も見ながらですけども、ほかの市町村であるのは、やっぱり半分ぐらいというのはあるので、利息の半分ぐらいは公共でも見るほうがええんじゃないかというのがあるので、その辺の目安も考えながらやっていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） ちょっとすみません。確認なんですけども。今、1,000万円ぐらい借りて

10万円というお話やったんですけども、それは何を根拠なんかというのと、近隣町村で、3年というのがほとんどやちゅうんですけど、どこですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 期間というところでございますが、近隣で言うと、新宮市、白浜町。串本、古座川については期間がございません。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） すみません。1%の、何ていうんでしょうかね、1,000万円借りたら、1%というのは年間の利息として10万円というふうなことで、補助させていただける部分が1%のときで10万円ですし、今、上限も設けてますんで、そういうふうな意味合いでございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ちょっと今論点ずれてあるんですけど。利息が1%やったら10万円ですよ。だけど、今2.6なんですわ。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 利子補給させていただける額が10万円という意味でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そしたら、町は10万円上限もこだわるという話ですか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 現時点での制度を申し上げておまして、当然、先ほどから私も課長も申しておりますとおり、当然状況を考えて、他の自治体の状況であるとか、やっぱり後押しになるのが何ほかというのは、しっかり考えていかないといけないというふうに思ってます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 900万円の部分ですかね、商工会が始末してじゃないですけども、ゆとりがあった分を使えるような形にできないかというところですね。その辺については、新しい御意見というか、アイデアになるのかなというふうに思いますので、また、一旦条例の見直しも含めて必要なのかも含めて、研究したいと思います。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 商工費に関しては、多分、事業費という名目でひもついてあると思うんですよ。人件費には使えないという。商工会独自の利子補給という事業としてやったらどうよという提案というか、話し合いはできると思うんですわ。小規模事業者さんの健全経営のためにというふうな名目ででも。やっぱり商工会の商工費でお金だけもらうんじゃなくて、しっかり小規模事業者さんの健全経営のために汗かくように、補助金出しているんですから、それぐらいは指導したってください。それはお願いしておきます。

利子補給については、この辺で。すみません。

あと、商品券事業でちょっと確認させていただきたいんですけども、換金について、年度末またぎそうなときに、換金の期間を当局の都合で延長したの何件ありますか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 今のやつで年度またぎで換金した数字ですか。すいません。今持ち合わせてごさいませんので、また御用意させていただきたいと思います。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） こちらも、本当に町の小さな声やと思うんですけども、年度末の際で商品券持ってきて、換金のいつもの手続をしたと。こちらの担当課のほうから、年度末やからちょっと遅れますと言われたと。これ小規模事業者さんの話ばかりして悪いんですけども、本当に支払いというのは、個人のお金じゃなくて、事業者さんの資金ですもんなんで、やっぱり1週間延ばされるというのは、こちらからしたら平気かも分かりますけども、小規模事業者さんからしたら、事業の健全性、保てん場合があるんですよ。そやから商品券というのの換金についても、お金を滞らせることなく対応してあげていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。システムの都合であるのか、ちょっとその辺も含めて確認はする必要があるかと思いますが、きっちり滞りのない可及的速やかな対応ができるよう、今後に対応してまいりたいと思います。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） よろしくをお願いします。

続いて、庁舎整備に関してお伺いします。中間報告で、整備事業の全体像として50億円か60億円というふうなお話と、財政シミュレーションで表で示していただいたところがあるんですが、改めてちょっとお伺いするんですが、実際事業するに当たって、財政調整基金の目減り方というのが、令和8年3月の基金残高と、実際これ事業やってしまったら、残高的に、シミュレーション的にどの辺で落ち着くというのをちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） 参事・総務課長田中さん。

○参事・総務課長（田中逸雄君） シミュレーション条件でございます。庁舎単体の工事費につきましては、これまでの同様の庁舎工事、それから建築費の高騰の状況などを勘案して、工事費について36億8,000万円というところの見込みを立ててございます。そして、財政シミュレーションでは50億円ということでお示ししておりますけども、これにつきましては庁舎を含めた複合施設ということになろうかと思います。その場合は、財源が緊防債が27億1,000万円、それから複合施設に係る過疎債が8億円、基金が12億円、一般財源が2億9,000万円と見込んでおりますので、基金の減少額に与える影響は、直接的には14億9,000万円になろうかと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） それは、この令和8年3月を基準にしてということですか。

○議長（加藤康高君） 参事・総務課長田中さん。

○参事・総務課長（田中逸雄君） シミュレーションそのものが、令和6年度決算を基にしております。毎年、議会のほうへは総務経済常任委員会におきまして、9月の決算時にその年度のシ

ミュレーションをお示しさせていただいておりますので、令和7年度決算に係るシミュレーションにつきましては、また、次回、第3回定例会の委員会におきましてお示しさせていただきたいと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 全ての事業をやって、そういうふうなことになるということやと思うんですけども。全ての事業の中に、以前から申し上げてますように、解体すべき公共施設、こういったものも含まれているのかという点と、今の新クリーンセンター、これの運営費、大体年間平均して2億円が20年間、あと大浦浄苑の改装とか、そういった、僕が思うに、たくさんお金が要る事業を全てやって、そういう結果なのかという点と、そもそも財政規律を保ちつつという言葉が、お家でもそうやと思うんですけども、貯金を取り崩しながら生活するというのが、それ健全なんかという点をちょっと教えていただきたいです。

○議長（加藤康高君） 参事・総務課長田中さん。

○参事・総務課長（田中逸雄君） お示しさせていただきましたシミュレーションの条件といたしまして、歳入見込みにつきましては、過去の決算状況、それから今後の人口推計を基に計上しております。そして、歳出の見込みについては、事業の選定などの調整を一切せずに、町の各課等で計画されている事業を全て実施すると仮定しております。その中には、今おっしゃっていただきましたクリーンセンター、それから個別の事業の御説明は今後実施できるかどうかも含めて検討が必要でございますので、どうぞ御容赦いただきたいんですけども。例えば、旧クリーンセンターの解体撤去であったり、そして、あと大浦浄苑のリニューアルにかかるものというのは、これは含めてシミュレーションをいたしております。

そして、もう1点、財政規律の確保というところでございますけども、シミュレーションの考え方といたしまして、このシミュレーションでは予算運用における一般財源がどの程度確保できるかという点に視点を置いております。当初予算編成におきまして、一般財源として使える科目は、町税、それから地方交付税などがございますけども、基金繰入金も重要な一般財源として考えてございます。

令和8年度の予算においては、財政調整基金と、それから減債基金を合わせて、合計7億9,000万円の取崩しを予算措置する運用といたしております。今回お示しいたしております新庁舎の整備方針に関する中間報告では、令和16年度の基金残高、これは10年後になりますけども14億5,000万円となっております。令和8年度の予算編成を見た場合、若干の余力がある状況となっております。

このため財政規律は維持できると表現しておりますけども、このような状態を決して樂觀視するものではございません。その点はどうぞ御理解いただきたいと思います。そのために厳しい財政運営となるものという一文を付け加えさせていただいております。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 解体の話は後でもう一回させてほしいんですけども。

質問の内容を変えまして、病院のことでちょっと教えてください。前回定例会で、病院の経

営について非常に芳しくないということで質問させていただきました。病院と当局の方たちで、病院経営の健全化ということで話し合われるというお話やったんですけども、あれから何回ぐらい、どれぐらいの頻度でされたんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 3月以降の協議の回数ということでございます。何回というのは、記憶ちょっとあれなんですけども、その都度、町長、副町長、また参事・総務課長とも協議のほうさせていただいております。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 1点教えていただきたいんですけども、病院の中で事務担当されている外注のところがあろうと思うんですけども、そちら何人の方で、どれぐらいの金額がかかっているか。金額だけしか分からなかったらそれでも結構なんで、ちょっと参考までに教えてください。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） いろんなところに委託をして、業者の方には入っていただいておりますけども、主に受付等の事務をしていただいているところにつきましては、約30名弱の方にお越しいただいております。年間の委託費でございますが、令和8年度でベースでいきますと1億995万6,000円、これが予算額でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 当初予算とか見てましたら、病院の関係の職員さんの数で132人、予算として温泉リハビリとかに3,100万円と、いつも繰入れしているので3億7,000万円で、当初予算で4億円になってます。令和7年度と比べたら4,200万円何がしやちゅう話なんですけども。そのお話をした上で、この前ちょっと質問させていただいた都合で聞きたいんですけども、病院の委員会での説明で、改善計画というところが、A4用紙で両面で頂いたんですけども、それは御覧になってますか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 協議をして、僕としてはまだちょっと納得できない部分もあるんですけども、当面の進めるというふうなことについては見させていただいて、当然そこもやっていかないかんのでというようなことでは見させていただいていますし、協議もさせていただいています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 見ていただいたんですよ。どういった感想をやったですか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 全て覚えてないんで、今ちょっと手元に資料ないんで。外的に、まず診療報酬の関係というのは、すごくありがたい部分ではあるというふうなこと、それから、もう一つが、リハビリテーション科というのは非常に我々の強みでございますんで、そこに力を入れていくというふうなこと、こういうふうなことは書かれてましたので、それというのは大事

にというか、前へ進めていただきたいというふうな感想を持ちました。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 今おっしゃっていただいた強みというワードなんですけども、これから考えていただくときに、企業会計なんで、SWOT分析というのをぜひともやっていただきたいんですよ。強みと弱みと機会と、あと何やったかな、その辺をやっていただいて、経営の改善を図っていただきたいんですね。

そこでやるべきことはやる、やらないことはやらない。昨日の5番議員さんの質問の中で出てきたスマートシュリンク、民間にお願いできるものは民間に渡す。自分たちでしかできないことは自分たちでやっていくというふうな取組というのが必要やと思うんですけども。

その上で、町単独で町立温泉病院をやられるのか、広域でやられるのか、そういった議論はいかがですか。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

広域での取組についてでございます。2年ほど前から保健所が中心となりまして、新宮医療圏の今後の医療のあり方についての検討会というのを始めております。現在、各3公立病院、新宮市立医療センター、くしもと町立病院、それと当院と、各事務長を含む事務方が集まっての協議というのをしております。前回は、それに構成市町村であります新宮東牟婁郡内の福祉部局の担当の方にもお入りいただきました。

今後、この医療圏でのまず医療体制の在り方について、必要な医療は何なのか、どこが何の機能を分担していくか、そういうことをまず検討していくということとなっております。その結果、広域的に、例えば一部事務組合であるとか、経営一つになるのか、それぞれの病院がそれぞれでやっていくのか、そういう検討も今後進めていく予定となっております。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ありがとうございました。少し前の新聞なんですけども、県会議員さんの記事で、この辺の広域医療圏の話で、和歌山県としては広域で考えたいと。例えばという例で、今日は医療センターの看護師さんやってくださいよ、明日は町立温泉病院やってくださいよというふうな、簡単に言うたら、そんな記事やったんですけども。県のほうは、広域化というて進んでいきやるのかなと思うんですけども、その辺りは町としてはどのような対応されますか。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 県のほうの広域化の推進ということで、そういうような意見もいただいております。ただ、それぞれの病院、それぞれの自治体、考えもあるかとは思いますので、今後はその辺りについての協議が始まってくるのかなというふうに思っております。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 事務長言ったとおりなんですけども。地域医療を守る、我々この地域で暮らしていくためにどうしていかなあかんか。我々、新宮の医療センター様が、もし仮にうま

くいかなくなると、我々、産科もそうですし、産科についてはお金も出していますけども。いろいろ我々のクリニックと町立温泉病院が持っていない以外の疾患に対して、この地域で医療を受けられないという問題になるので、その辺については、我々も協力していくというか、我々が地域医療を守っていくという中で、役割を果たしていかないかんというふうな思いは持っています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。広域医療として、住民の健康とか安心・安全につながるとしていますんで、その辺りは近隣自治体、ぜひ足並みそろえて協力体制でやっていただきたいなと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。

あと、懸泉堂のことと、旧消防の跡地のことをちょっと教えていただきたいんですけども。少し前に、旧消防本部のところの調査費みたいなのもあったと思うんですが、あれ、そのまなまやなと思うんですけども。あの件と懸泉堂については、去年から始まって、ずっと壊したってくれと言やるんですけども。いろんな見解があると思うんですけども、懸泉堂の話ですよ。一部の地元の人なんか何か分かんなんですけど、熱狂的な方のニッチな意見を非常に取り上げて、残して金かけるんじゃないくて、歴史的に価値のあるものとか、そういったものを文書とかという説明もありましたけども、そういうのをしっかり維持して、建物、あれどう見ても危ないんで、今回、建設課さんのほうで天満区の危険なものを除却したような感じで、町を美しくしようという一環でもあると思うんで、ぜひ懸泉堂については壊したってほしいんですよ。前の消防の建物については、どのようになっているかというのをちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） まず、朝日8号線、旧消防に係る道の件なんですけど、昨年度ですかね、補償金算定業務を発注させていただきまして、拡幅を目指して、今進めているところです。薬局の方とも今お話ししている、交渉中ということで、今、目標なんですけど、道路改良に伴って、どうしても旧消防が少しかかりますから、取壊しも大変大きなお金がかかりますので、少しでも補助の対象にならないかということで、今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 懸泉堂の建物に関しての御質問でございます。以前にも議会のほうで御答弁させていただいたんですけども、懸泉堂の建物につきましては、江戸末期から明治にかけてというところを説明させていただきます。その中で、和歌山県の教育委員会が、平成19年3月に調査しました和歌山県近代化遺産総合調査報告書におきましても取り上げていただきまして、その中で、紀南文化を物語る重要な建造物であり、今後、地域の文化の拠点として整備されることが望まれるといった報告、また、那智勝浦町の文化財審議会の中で、平成19年度から懸泉堂についての御審議をいただいています、平成21年度には登録文化財として、保存、整備、活用方法等についての御提言をいただいているというところもあります。

また、御寄贈いただいた方とのお約束といった点もございますので、教育委員会としましては、保存活用に向けてのところを検討を進めているといったところでございます。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 先ほど、こちらのほうを見ていただきましたので、教育次長言っていたとおりでなんですけども、文化財というふうなことで、それから寄附を頂いているというようなこと、ただ、2年間放置して、どんどんと悪くなっているというのは本当に申し訳ないな、あの寄附を頂いた方にも申し訳ないなというふうに思ってますが、地域の方々が、当然残してほしいという思いというのは、一部の熱狂だけではなくて、ある程度、我々としては、あると思ってまして、そういった方々がどういうふうに御活用もいただけるかというのも話ししながらというところが、うまくちょっといってない部分も、いってないというのは我々の責任やと思っているんですけども、ございますので、そういうこともやって、早急に早く結論を出さないと、あの建物自体が本当に、先ほど7番議員もおっしゃっていただいたように、と思っていますので、ぜひいろいろ御意見をいただきながら、しっかりと進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 懸泉堂については、そうなったらそうなったになるんか分かりますけども、しっかり利活用を継続的にしていただきたいと。整備してしまえば維持管理費もかなり要りますし、修繕するのもすごく要ると思いますんで、財政圧迫せんように、その辺りもしっかり配慮して検討していただきたいと。有利な起債や何やあるいうても、やっぱり町の金なんで、過去に1円たりとも使うなと僕は言うてますんで、お願いします。

あと、これ副町長なんですけど、3月の同じような懸泉堂の話で申し訳ないんですけども、僕、あれ行政財産に載っているんやけどという話で、いや、普通財産ですということで課長から答弁いただいたんですけども、その際に、あんなもの言うたんですよ。僕は、あんなもんいうたら、要らんもんなんですわ。だから、そう思ったあるんちゃうかなと思うんで、ぜひ、くどくで申し訳ないんやけど、壊したってほしいんですわ。

あと、3月のときに普通財産ですという答弁はもうであるんですけど、あれ、9月の定例会に出された資料やと思うんですけども、それは、つい間違ってますで終わっていくんですか。

○議長（加藤康高君） 参事・総務課長田中さん。

○参事・総務課長（田中逸雄君） 令和6年度決算の御報告させていただく際に添付した資料、財産に関する調書でございます。これにつきまして、行政財産の区分の欄に懸泉堂の項目がございました。これは、こちらのほうへ記載したのは、財産に関する検討誤りということで、誠に、本来正しい資料を出すべきなのに、こういったことになってしましまして申し訳ないと思っております。この資料に関しては、誠に申し訳ないんですが、これを訂正するということは、今からではもうできないということになってございまして、どうぞ御容赦のほうよろしく願いいたします。

それと、今後、令和7年度決算におきましては、正しい区分において記載させていただきたいと思っておりますので、その点、どうか御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 大変申し訳ございません。あんなものというのは、ちょっと適切ではなかったなというふうに思います。ただ、私の、言い訳になります。意図としては、行政財産というのは、行政が常に使っているというふうな、今の状態というのが、使っている状態じゃなくて、すみません、どう見ても普通財産であるというふうな思いがございまして、ただ、表現としては本当に適切ではなかったと思います。それを大事にされている方もいらっしゃるのに、本当に申し訳ございません。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 副町長、すみません。もう1点ありまして、ニュータウンの浄化槽の話なんですけども、3月3日に、地区の方と当局側の方で話合いが持たれたと思うんですが、その際に、年間200件程度、2年間で個別浄化槽の設置はやっていく、取り組んでいくというふうなお話をされたということで、地元の方が参考人で来られたときに言っていました。当局の方も傍聴で何人もいらっしゃったんで、当然そのときのやり取り、こんな話あったよということも聞いてもらっていると思うんですが、その後、間違いやったよとか、地元の方に説明に行かれたのか、それをちょっとお伺いします。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 3月3日の件、住民の方から御要望を頂戴して御相談をさせていただいた件だというふうに思いまして、それにつきまして、総務経済常任委員会のほうでも御説明をさせていただきましたとおりでございまして、何人か来ていただいた中の方が、浄化槽もできやんしなみたいなんです、御発言があったので、いや、いろんなことを考えていくべきで、例えば2年とか3年とか5年とか、いろいろな言い方をしたんですけども、の中で、そういった、今400件あるんだから200件ずつとか、そういうふうなことを考えることも、当然住民の方の合意が要りますけれども、必要ではないかと、できるのではないかと、そういうことも考えていけるのではないかとというふうな御説明をしたところです。

ただ、決して浄化槽にしたほうがいいのか、そういうふうな思いはございません。その件につきましては、総務常任委員会でも御答弁をして、すぐに住民の方にお話をさせていただきたいと。間違いがあったら、誤解を解きたいと。誤解というか、きっちりと説明をしたいという思いがございましたので、水道課長のほうに行っていただきまして、お話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 先ほど、副町長も申しましたとおり、住民の方に再度説明する必要があると思いましたので、6月11日に水道課のほうに前区長と前副区長にお越しいただきまして、幾つかある選択肢の中の話として説明させてもらったという旨で御理解いただいております。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） そしたら、地元区への対応はしていただいているということで承知しました。

まだ1 点あるんですけども、3 月23 日なんですけど、新庁舎検討委員会のあったときなんですけども、これもたまたま偶然やと思うんですけども、町内の飲食店で、副町長と課長と事業者さんと、あと検討委員会さんのメンバーさんがいらっしやったと思うんですけども、こちら公務なんか私的な何かというのをちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） あそこのとこですね。昼食の時間帯だったと思います。事業者はおりません。委員の中で、委員長やっていた牧先生と、それから佐久間先生も多分いらっしやった。それから、国の支援チームの方と一緒に、当然、午後の打合せを兼ねて昼食をしました。経費については、自分で出したような気もするんですけども、今確認できないんですけど、先方様の分は公費でお支払いしています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） 公費ということは、町の金ですよね。それは接待交際費ですか。

○議長（加藤康高君） 参事・総務課長田中さん。

○参事・総務課長（田中逸雄君） その伝票を確認しないと確かなことは言えませんが、たしか私の記憶としては、需用費の中の食料費で支出したかと思っております。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） そうですね。庁舎の検討委員会とか、大型事業があるということは、皆さん重々承知やと思いますので、もし公務とか、そういう形で打合せとかがあるんでしたら、ぜひ民間の飲食店使うんやったら個室とか、そういったところで人目につかんようなところでやられるほうが、あらぬ疑いもかけられますし、まず僕が疑ったんで。実際透明性が必要やと思うんで、そこはしっかりしてください。

あとは、飲食を伴う、事業者さんとは、それはないですか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） すみません。その日も個室を予約してたんですけど、先方の手違いみたいな感じで、そういうふうなことになって、十分気をつけるというか、別にやましいことではなくて、昼食を兼ねた午後の会議の打合せをしてたんですけど、疑念を持たれないようには注意します。事業者とは飲食をしたことは当然ございません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） 最後1 個、この前ですね、この前というか、J R のくろしおの利用促進のキャンペーンみたいなのがあったと思うんです。今もあるんだと思うんですが。新聞で、その成果がないよ、見られないよというふうな報道を見てます。

まず、町として、くろしおの利用促進、地域の地元のインフラの重要なものやと思ってますので、その辺り、このキャンペーンにこだわらずなんですけども、どのようなＪＲの利用をやられたというのと、ＪＲの利用、活用、どんだけキャンペーンが出てきて、そういうのをやったかというのと、新宮市さんは、くろしおの乗り放題みたいな補助が5,000円か何かで、串本町がやっているのを新宮市のホームページで紹介しているんですよ。それは、くろしおの利用促進ということやと思うんですけども、そういうのをこの町として、何ていうのかな、ホームページ見てもなかったんで、広域でやられていることやと思いますので、その辺り、取組どのようにされていくかというのと、取り組んでいかれるかというのを簡単な質問で申し訳ないんですけど。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） くろしおの利用促進というところでございます。そちらの串本町さんにつきましては、おっしゃっていましたように、広域でいろいろなんですけど、担当を持って、この部分はこういうことをしましょう、例えば、那智勝浦町についてはプロモーションを担当しております。それは広域の話で、予算も広域化したやつをプロモーション部分で頂いて、それを担当して、私どもの部分としましては、各加盟の市町村がＰＲのチラシをつくって、そのチラシを今の予定では白浜の空港を利用するお客さんがくろしおに乗っていただくというような立てつけでできないかなということを思っておりまして、10月に予定しております羽田でのプロモーションのときにお配りできないかということで、今作成に入っているところでございます。

あとは、独自の取組としましては、出張の際は各担当課にも口酸っぱくちょっとお願いしているとこなんですけど、くろしおを使ってくださいというところでございます。また、総務課のほうでも手配していただいたのが、和歌山市に公用車を手配していただいて、和歌山市の出張を、要は便利によく使えるような形にもしていただいております。

担当課として、本当にいろんな形でくろしおの利用はしていただきたい。そしてまた、町長のほうもいろんな会議に出たときには、そういうことも触れていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） ありがとうございます。くろしおの利用促進については、本当にしっかりやっていかないと、我々、観光地として、交通機関が少し細くなるというのは、本当に避けなければいけないことやというような認識持ってます。

そういう意味で、本当にしっかりと我々も乗っていきたいと思っております。すみません、議員の皆様方もぜひ御利用いただいて、一緒に盛り上げていただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません。大変お時間のない終わり際で申し訳ございません。

先ほど答弁漏れが、商品券の関係であったと思いますので、簡単に御説明させていただきます。確認したところ、年度末ではなくて、やはりどうしてもゴールデンウィークを挟んだことによって、金融機関とのシステム上の支払いが遅れたということで、長い方については、本来1週間のところ、丸1週間延びたということで、こちらについても、当日、すみません、1週間遅れますというような御案内になっておりましたので、それは本当に不親切な対応だったと思っておりますので、これから、同じような事業がありましたら、年度計画みたいな形で、この週については遅れますよというようなことをお示ししながら、こういうことがないように努めてまいりたいと思います。あと、件数については35件の306万9,000円になっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 1点ちょっとあれやったんですけども。串本町の取組を新宮市はホームページへ載せて、URLか何かついてあって、そこを押したら、ぴっと串本町へ飛ぶようになっているんで、同じように広域で考えられているんで、広域で助け合いながら、利用促進につなげていただきたいなというところを申し添えます。

あと、最後にしつこくて申し訳ないんですけども、ぜひとも町内の小規模事業者さんのために利子補給制度は、本当に可及的速やかに見直していただいて、小規模事業者さん支援を徹底的にやってください。商工会が対応が遅いとかやったら、ぜひそれは900万円という補助金を出しているんで、そこは、こういうのはこうしたほうがええんちゃうというふうな指導するぐらいの勢いでやっていただけたらなと思います。

大変長時間になって申し訳ございませんでした。ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時34分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

次に、11番勝山議員の一般質問を許可します。

11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） まず最初に、今日は色川小学校の皆さんが来てくださっておりますので、通告をしているんですが、通告の順番を変えて質問をさせていただきますので、どうか御了承よろしくお願いいたします。

まず、色川小学校では、皆さんは仲がよろしいですか、楽しい学校生活を送られているか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 色川小学校ということでございます。全校生徒が20人で、少人数ですが、学年の隔たりがなく、皆仲よく過ごしています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） よかったです。今日の議題なんですけども、私は、今日は不登校やヤングケアラーについてということ質問させていただきたいと思っております。

小・中学校では、子供たちのSOSに早く気づいて、いじめや不登校、ヤングケアラーのケアをしている取組を質問させていただきたいんですが、現在の不登校の支援というのは、何が何でも登校させるのではなくて、子供の社会的自立を支えることに主眼が置かれております。欠席日数だけでなく、遅刻、早退が増えたとか、保健室の利用が増えた、成績が急に下がったといったサインを教職員で共有されているということで、小さな変化を見逃さないようにしているということ。また、組織、チームでの対応をされているということで、担任が1人で背負わずに、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとチームを組んでやっている。

校内の居場所づくりとして、教室に入りづらい生徒のために、保健室のほか、相談室など、個別の登校時に校内に別室を置くということ、また、ICT、オンラインを活用した学習支援、タブレット端末を活用するということ、また、外部機関へのつなぎということで、学校外への選択肢を提案するということを掲げて取り組まれていると思います。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課で1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見の推進が打ち出されており、無償または有償で利用できる健康観察システムがあります。それを使って、児童・生徒の日々のストレスや心身の変化を把握、悩みや不安を抱える児童・生徒の早期発見とともに、SOSを発信しやすくします。

例えば、今日の気持ちはということで、晴れ、曇り、雨、雷とか選んで、アプリでそういう自分の気持ちを選ぶような、そういう質問があったりするんですけども、そういうふうに答えやすいような内容になっています。本町の教育委員会では、このようなシステムを使った取組というのはされていますか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議員御指摘の不登校の未然防止や早期発見に向けた子供たちの心のSOSをいかにして捉えるかという取組は、教育委員会といたしましても極めて重要な課題であると認識しております。

御質問にありました1人1台端末を活用し、子供たちが日々の心の状態を入力可視化するようなシステムにつきましては、その有効性について情報を収集している段階であり、現時点では本町の学校現場には導入しておりません。

しかしながら、システムの有無にかかわらず、子供たちの小さな変化やサインを見逃さないための取組につきましては、日々の教育活動の根幹として多角的に行っておるところでございます。

ます。具体的に例を申しますと、まず学級担任をはじめとする教員が、日々の児童・生徒との関わりの中で、一人一人の様子を注意深く見守ることを基本としております。朝の会での表情や声のトーン、授業中の集中度、休み時間の友人との関わり方など、細やかな観察を通じて、ふだんと違う様子はないか、心身に不調のサインはないかといった変化の早期発見に努めております。

また、こうした日々の観察に加え各学期に一度、全児童・生徒を対象とした学校生活に関するアンケート調査を実施しております。この調査では、いじめの有無だけでなく、友人関係や学習面での悩み、家庭での過ごし方など、子供たちが抱える様々な困難や不安について、声に出しやすい形で吸い上げる工夫をしております。

アンケートの結果、気になる記述があった児童・生徒に対しては、速やかに個別の面談を行うなど、学校によっては、全ての児童・生徒に面談を行っているところでございます。そして、その内容につきましては、担任1人で抱え込むことなく、関係教員や管理職、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーといった専門職を交えた会議で共有し、学校全体として組織的に支援に当たる体制を構築しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） このシステムを導入を進めるに当たって、ほかの自治体の声では、アプリ導入前は、相談は50件だったのが、導入後には680件に増加し、いじめの認知件数も、導入前20件だったのが、導入後は110件と増加しています。別の自治体でも、同様に導入後は相談件数が増加しているそうです。言葉で伝えたり、話すのが苦手な生徒もいらっしゃいますので、相談しやすいのではという声もあります。朝の健康観察と兼ねて実施するので、出席状況なども併せて、全教職員が全ての生徒の状況を確認することができるため、各児童・生徒を学校全体で見守る意識が向上し、ふだんの様子からは気づけない部分も可視化でき、児童の姿を客観的に見直すことにつながっているそうです。

質問ですが、国でも児童・生徒の自殺リスクの早期発見につなげるための取組として推進しています。本町でもアプリの導入をぜひともお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議員からお話のありましたように、国におきましてもGIGAスクール構想によって整備された1人1台端末を有効活用し、子供たちの心や体調の小さな変化を早期に発見するためのツール導入を推進していることは私どもも承知しております。

文部科学省から無償でできるものを含め、様々な特徴を持ったシステムが紹介されており、心の問題が表面化しにくい子供たちのSOSを捉える有効な手段となり得るものと期待されているところでございます。

その検討に当たりましては、まず学校現場の実情を理解している教職員の意見を聞くことが重要と考えております。教育委員会としましては、今後、校長会等を通じまして、実際に子供たちと日々向き合っている学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど、様々な立場の意

見を聞きながら、運用面や効果等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 先ほどから言葉で、ヤングケアラーという言葉が出ていますけども、ヤングケアラーというのは、家族の介護や家族の代わりに買物、料理、掃除をしている、幼い兄弟の世話をしている、障害のある家族の身の回りの世話を過度に行っていると認められている子供、若者のことを言います。

私は、子供の頃、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、また弟、犬と一緒に暮らしておりました。そのときは、おじいちゃんの介護をするというときは、家族がみんなそれぞれの役割を果たしながら、また親戚の方、近所の方も一緒に助け合うというのが、昔は当たり前前の姿でした。でも、今は核家族化の進行や地域のつながりの希薄化によって問題が深刻化している状況です。

ヤングケアラーというのは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造、福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等も十分ではなく、地方自治体での現状把握も不十分です。ヤングケアラーに対する支援策、支援につながるための窓口が明確でないヤングケアラーの社会的認知度が低いというのも現状であります。

ヤングケアラーは、本人がこれが当たり前とっていて自覚がないケースや、家庭の事情を隠そうとするケースが多いために、まず見つけることと、福祉へつなぐことが学校の重要な役割だと思っております。

実はヤングケアラーであることが原因で、結果的に不登校になってしまうケースも少なくありません。学校現場では、これを別々の問題として捉えるのではなくて、不登校の背景にヤングケアラーが隠れていないか。逆に、ヤングケアラーの生徒が学業に遅れて不登校になりかけていないかというクロスした視点を持ってアプローチすることが今強く求められていると思われます。そして、先生方やヤングケアラーという概念やその負担、心身の疲労、学力低下、進路の諦めを正しく理解するための研修は必要ではないでしょうか。

そこで、本町として、ヤングケアラーの支援強化につなげるためにも、児童・生徒と先生にアンケートを取り、潜在的なヤングケアラーの掘り起こしや、実態を把握してもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） ヤングケアラーの実態把握という御質問でございます。ヤングケアラーにつきましては表面化しにくく、本人や周囲も気づきにくい場合があることから、早期に把握し、必要な支援につなげることが重要であると認識しております。

そのため、まずは、現在学校で実施しておりますアンケート等の中で、状況把握につながる設問を追加できないか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 把握した上で、福祉や行政との橋渡しが必要やと思いますが、学校だけでは家庭の介護や経済的な問題は解決できないと思います。そのために、スクールソーシャルワーカーが中心となり、地域の福祉専門窓口に家庭をつなぐこと、また、家庭にヘルパーや介護サービスを導入することで、子供のケア負担を減らし、学校に通える環境を整えることが大事だと思います。学校で解決できないことは、どのような対策を取られていますか。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 現在の子供たちが直面する課題は、いじめや不登校といった問題にとどまらず、貧困や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合っております。そのため学校だけでは抱え切れない困難な事案に対しまして、まずは学校から教育委員会へ報告を受け、その内容に応じて、教育委員会からこども未来課や福祉課、児童相談所などの関係機関と対応について協議しております。その上で、家庭の状況や、子供の置かれている環境を踏まえながら、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） ヤングケアラーを児童・生徒はもちろん、町民に広く知っていただけるように周知が必要かと思いますが、対策はされておりますか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） ヤングケアラーを速やかに支援につなげるためには、いち早くその存在に気づき、声をかけていくことが大切であり、そのためには、子供自身や周囲の大人たちがヤングケアラーについて正しく理解することは重要であると思います。

こども未来課のこども家庭センターでは、ヤングケアラーを含め、子供自身や子供がいる家庭についての相談を幅広く対応し、ニーズに基づいた必要な支援について、一緒に考えております。

また、周知啓発については、こども家庭庁がヤングケアラー啓発に関するポスターやリーフレットを作成しておりますので、教育委員会を通じて各学校に配布していただいております。今後も引き続きヤングケアラーの普及啓発、また理解促進における周知活動に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 周知のほう、よろしくお願いします。

高校2年生男子の体験なんですけど、お父さんとお兄さん、本人と一緒に住んで、お兄さんは仕事で寮に住まれているので、実際、お父さんと高校2年生の本人、男の子が2人で住んでいます。お父さんが病気で、食事の用意、洗濯、着替えの手伝いや食事の介助、身の回りの世話、平日は学校から帰ってくると父の面倒を見ると。休日は、父の世話を朝から早めに終わらせて、午後アルバイト、学校を休んだり遅刻したり、回数が増え続けたために、家庭の中で何か状況の変化があったのではないかとということで、先生が気がついてくださって、それがきっかけで

ソーシャルワーカーさんに相談したそうです。

本人はヤングケアラーという自覚は全くなく、先生が気づいてくれたおかげで、そういうふうな支援サービスを受けられることになり、お父さんも支援サービスを受けられるようになったそうです。そのおかげで、お父さんの世話がちょっと時間が減ったということで、諦めていた進学を考えるようになったという男子高校生がいらっしゃいます。

ということで、子供は本当に町の宝でもあります。どの子供たちも健やかに自分らしく成長してもらえるように、私たち大人が異変に気づき、すぐに手を差し伸べていけるような、そういうアンテナを張って見守っていきたいと思います。

そのためにも、子供たちの声を聞き、この町で育ってよかったと言ってもらえるよう、私たち大人が我が町を誇りに思えるように築いていきたいと思いますので、皆さん、大人の皆さん、力を合わせて頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、今後の福祉事業で、もう一步踏み込んだ対策をとということで、町内の介護事業所が11月に閉所するという事をお聞きしました。そちらの事業所を利用されている方が、介護タクシーやヘルパーさんに来てもらえなくなったらどうしたらいいのだろうという相談を受けました。そういう声というのは町のほうにも上がっていますか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 今お話のあった事業所の閉鎖について、心配されているというお話は聞くこともあります。現状ですけれども、要介護の方のヘルパーサービス、不足しているという話もあるんですが、ヘルパー以外の代替のサービスというのをうまく組み合わせたりしながら、現状は必要なサービスを受けていただいているというような現状です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 早く打つ手を考えていかないと、事業所がなくなり、介護難民が生まれてしまいます。要介護の方以外にも、要支援の方もいらっしゃると思いますが、そういう方はヘルパーさんにどのような支援をしていただいておりますか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 要介護者よりも自分でもうちょっと生活自力でできるよというような方が要支援ということになるかと思います。要支援の方については少し手助けが要ということで、そういう生活援助のニーズの中で、買物やごみ出しなどのニーズというのがあるんですが、現状、要支援の方につきましては、今サービスを利用しにくいという状況も一部ではあります。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） ごみ出しなどの生活支援ニーズがあるとの話もありましたけども、地域ではボランティアの方がお手伝いしてくださっていることなどはありますか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 現状ですね、地域の方であったり、知人の方であったりというところ

辺が助け合いしながら、買物やとか、ごみ出しの手伝いをしてくださっているところがあるということは認識しております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 御近所の方がごみ出しが大変な人の代わりに、一緒にごみを出すといったことはされているところもあると伺っていますが、手伝ってくださっている方も、年々お年を取られてできなくなってしまうです。

そこで質問です。高齢者のごみ出しに関する現状の認識についてお伺いします。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 高齢者のごみ出しに関する現状の認識ということでございます。各地域におきましては、ごみステーションを活用した家庭ごみの収集を実施しているところですが、その中で高齢者の方につきましては、高齢化が進む中で、認知症だったりとか、機能の低下、そしてまた介護認定を受けられている方等々ございまして、今後、ステーションまでなかなかごみ出しが難しいという方、今後増えていくであろうかと考えてございます。

高齢者につきましても、当然、当該ステーションを御利用していただいているわけですが、議員おっしゃいますように、御家族や地域の方の支援、そして協力もあって、そしてまた、ヘルパーさん等のサービス支援もあって、現状成り立っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 和歌山市では、自力でごみを収集所まで出すのが困難な高齢者を対象に、職員が自宅前まで回収に伺うふれあい収集を実施されているそうです。これは独り暮らしの方、または同居する家族も同様に、介護や障害の認定を受けており、集積所まで持ち出しが困難な世帯が対象になります。高齢者の方、65歳以上で、要介護2以上の認定を受けている方です。

対象となるごみは一般ごみだそうです。和歌山市のようにはいかないとは思いますが、そういった取組も町で必要になってくるのではないのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

和歌山市でふれあい収集ということで実施しているということで、そのような取組が必要ではないかということでございます。本町におきましても、和歌山市のような広く戸別収集を実施するというような形ではないんですけども、戸別収集は実施してございます。

ちょっと紹介させていただきます。一つは、高齢者世帯とか障害者世帯の粗大ごみについて持ち出しができない方を対象に、連絡いただいて、戸別収集を実施しております。あと、それとまた、特別に事情のある方に限り、一般ごみとか、瓶、缶等の戸別収集を実施してございます。その方の状況を考慮した上で、個別のルールづくりが必要となってきますので、個別の相談に応じさせていただいているという状況になっています。そういったことで、現状、こういった形で進めさせていただきたいと考えております。

ただ、今後、先ほど言いましたように高齢化が進行していきますので、状況に合わせて、制度等、考えていく必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 本町でも現状に合わせて取り組まれていることが分かりました。今後も状況に合わせて考えていただけるようお願いいたします。

これから高齢化に伴い、地域だけの助け合いでは手が足りなくなってしまうかもしれません。そこで、高齢者対策における有償ボランティアが深刻化する少子高齢化や地域コミュニティの希薄化を解決する一手として、近年、非常に注目されています。以前から議会でもその話は取り上げられておりますが、これは従来の無償のボランティアとは異なり、交通費や昼食代、あるいは少額の謝礼を受け取りながら活動する仕組みです。

高齢者対策において有償ボランティアには、高齢者が支援される側と高齢者が元気に活躍する支援する側の二つの側面があり、それぞれ大きな意義を持っていると思います。高齢者が支援を受ける側として、介護保険の要介護に認定される前の段階、元気だけど少し手助けが欲しい軽度な状態の高齢者を地域で支える仕組み、主な活動で、ごみ出し、電球交換、買物代行、庭の草むしり、ちょっとした話し相手など、効果として、介護保険サービスでは対応できない日常生活の隙間を埋めることができ、孤立を防ぎます。

高齢者が支援を行う側として、シニアボランティアとして、元気な高齢者が自分のスキルや時間を生かして、地域や他者を支える側になります。主な活動として、子供の通学路の見守り、地域の清掃、ほかの高齢者の見守りや家事手伝い、福祉施設での補助など、効果として、退職後の生きがいや社会的役割の獲得につながって、自身の認知症予防や健康寿命のフレイル予防に直結します。

住民主体型の社会福祉協議会などが、地域住民と1時間数百円という低額なルールを決めて、お互いに助け合う仕組みをつくって運営している自治体もあります。

質問なんですが、本町の社協さんにも、町民の皆さんのため頑張っていただきたいと思います。ですが、どのようなメリットがあると思われますか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 社協さんにも頑張っていただき、町も頑張り、取り組んでいくべきものかなというふうには考えております。メリットについては、議員おっしゃいましたことの繰り返しになっていくとは思いますが、支援を受ける側としては、やはり先ほど申しました、要支援の方のサービス利用、ヘルパーさんのサービス利用というのが受けにくい現状があります。で、そちらの解消されることが一つのメリット、もう一つにつきましては、やはり元気な高齢者の方の生きがいであったり、社会参加というところの中で、フレイル予防というのにもつながりますし、元気な方やったら、これぐらいやったらやるでというような方もあると思うんです。ですんで、そういうところのつなぎというのは必要になってくるかなと思ってます。

昨年度、町の取組というか、元気な高齢者の方に社会参加してもらおう一つとして、町が主催

の体力測定会とか健康フェスタなんかに無償のボランティアで来てもらってまして、来ていただいた方には、これからもやりたいよというようなお言葉もいただいているというような現状あります。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 有償ボランティアを高齢者対策として推進検討していく上で、マッチングと安全管理、手伝ってほしい人と手伝いたい人を安全かつスムーズにつなぐコーディネーター、例えば社会福祉協議会さんなどの存在が不可欠になってきます。

有償ボランティアは、単なる労働力の確保ではなくて、高齢者が地域で役割を持ち、最後まで自分らしく暮らすためのコミュニティづくりとして非常に有効な施策です。人手不足に悩む介護福祉施設と隙間時間で地域に貢献したい地域住民をつなぐ有償ボランティアのマッチングをする会社があります。

現在、全国の多くの自治体、仙台市、北九州市、横須賀市、鹿児島市などが、介護人材の確保や、地域包括ケア推進の一環として、その会社と連携協定を締結しています。人手不足に悩む介護福祉施設と、隙間時間で地域に貢献したい地域住民をつなぐ有償ボランティアのマッチングアプリを利用している自治体の取組については御存じですか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） マッチングアプリを利用している自治体があるというのは認識しているんですが、詳しい内容については、ちょっと把握しておりません。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 取組としまして、実証実験と導入支援ということで、市内の介護事業所が一定期間トライアル利用できるよう、自治体が利用料を補助、支援する実証事業を実施しています。地域住民の巻き込みということで、介護未経験者のアクティブシニアを対象に、地域の互助活動や有償ボランティアとしての参加を広報促進しています。潜在人材の発掘ということで、ボランティアをきっかけに、そのまま介護・福祉業界へ就職する潜在的な福祉人材の育成ルートとしても活用されております。介護現場の人手不足を解消し、同時に、介護職ではないけれど、少しでも手伝いたいという、自分の特技を生かしたいという人をつなぐサービスとして注目をされております。

特徴や仕組みなんですけども、最大の特徴というのは、資格が要らないということです。ノン資格、ノンキャリアでもオーケーということで、従来の介護の仕事といえば、専門資格や経験が必要なイメージが強いですが、資格がなくても仕事がたくさん募集されています。例えば、食事の準備や配膳、片づけ、施設内の清掃や洗濯、リネンの交換、レクリエーションの企画やお手伝い、楽器の演奏とか、書道とか、おしゃべりとか、施設のSNS運用やウェブサイトの更新、事務作業などです。

このように、専門的な身体介護、入浴やトイレの介助など以外の周辺業務をほかの人に切り出すことで、施設の専門スタッフが本来の介護業務に集中できるようになります。これってどうやって使うんやろうということなんですけど、隙間バイトの介護版をイメージすると分かり

やすいと思います。登録者がアプリやウェブサイトで自分の空いている時間や、自分のスキル、料理が得意とか、パソコンが得意といったものを募集を探して応募します。介護施設、この日、この時間だけレクリエーションを手伝ってほしいとか、夕方の食事配膳の時間だけ人が欲しいといった単発の仕事を掲載します。

基本的には、面接なしで条件が合えばすぐにマッチングして働くことができます。どんな人が働いているのかというと、驚くことに、登録している人の7割から8割が、これまで介護業界に関わったことがない未経験者だと言われています。別の仕事をしながら週末や夜だけ副業として働く会社員、介護の仕事に興味はあるけれど、いきなりフルタイムは不安な学生や主婦、自分の特技を高齢者に喜んでもらいたい人、定年退職後のシニア世代、単なる人手不足の解消だけではなくて、地域の人たちが気軽に介護施設に出入りするきっかけをつくっている点も、このサービスが社会的に高く評価されている理由です。

ちょっと介護の現場をのぞいてみたい、自分の得意なことで誰かを笑顔にしたいというときに、1回数時間から気軽に試せるそうです。有償ボランティアで支払われるお金は、がつつり稼ぐための給与というよりは、手伝ってくれてありがとうという感謝の気持ちが籠もった謝礼に近いニュアンスを持っています。

なぜ有償にすることが重要なのかというと、ボランティアならただでいいのではと思われがちなんですけども、あえて少額でお金を介在することに大きな意味があります。責任感が生まれる。無償だと急に予定入ったから行くのやめようと甘えが出がちですが、有償にすることで遅刻せずに行こう、ちゃんと役に立とうというお互いの信頼関係が生まれます。持続可能性が高まる交通費やちょっとしたお茶代が出ないと、どんなにいい活動でも持ち出しが多くなり、続けるのが難しくなります。

有償にすることで、参加者にこれなら無理なく続けられると思える持続可能な仕組みにもなります。施設側も対等なパートナーとして頼める。ただで手伝ってもらおうと、施設側もこんなことまで頼んだら悪いかと、すごい遠慮すると思うんですが、少しでも対価を支払うことで、やってほしい仕事を明確にお願いしやすくなります。有償ボランティアは、がちがちの労働として働くのではしんどいけれども、誰かの役に立って、ちょっとしたお小遣いももらえたらうれしいなという、現代のライフスタイルにとってもマッチした働き方だと言えます。

質問なんですが、このような有償ボランティアのマッチングアプリなどもありますので、町としてどのようにしていけばいいのか、早急に考えて進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） まず、マッチングアプリについては、またちょっと勉強させていただきたいと思います。ただ、いろんなサービスを利用したいとか、こんなことやってみたいけど、どこへ相談したらええんやろとかというような、いろんなニーズ、需要ですね、それと、こういうサービスがありますよとか、相談先はそこですよとか、こういうことやりたいんやったら、この人やってくれるかもみたいなの、供給する側のほうと、そういうマッチングしていくという

のは非常に大事なことだと思っています。

ですんで、本町におきましても、今年度、そういう需要と供給のマッチングしている方、生活支援コーディネーターと今いうんですけども、その方を社会福祉協議会のほうに事業委託してやる予算というのを、今年度、議会の皆さんにも認めていただいて予算計上しているところですので、そちらのほうの人の体制を強化していきまして、今のニーズの拾い上げ、それから必要なこへつないでいくということをやっていききたい。

その中でニーズの高いものから順に、サービス受けられるような手段を一つ一つ考えていきたい。今議員おっしゃってくれました有償ボランティアにつきましても、その中の選択肢の一つとして、先々に考えていってやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） 今ちょっといろんなお話しさせていただいたんですけども、町長は町の介護人材不足についてどう思われますか。

○議長（加藤康高君） 町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 那智勝浦町においての介護人材不足、本当に深刻な事態でもございます。介護に限らず、様々な農業に従事する人、漁業に従事する人、あるいは工事に従事する方、大工さんとか建設業の方、本当にいろんなところ、コンビニの従業員さんとか、人材不足で、今どんどん海外から手助けをしていただかないといけないような状況の中にあります。

そんな中で、やはりその中でも介護人材というのは、本当に大切だというふうに思います。特に高齢者社会で、老老介護、老人が超老人を見る。それで疲れ果ててしまうとか、両親の介護のために仕事を辞めざるを得ないというような状況があって、もしそこが介護人材があれば介護の施設に見ていただくにもかかわらず、職業を捨てて、辞めて両親を見ないといけないというような状況で、そういう意味では本当に経済的な損失があります。

実は私も、父が介護で、母が見てたんですけど、今度は母が脳梗塞で、両方介護になってしまいました。そのときに、私1人なもんですから、1人で見ると絶対無理だというふうなことで、介護施設に預けることができました。本当に助かりました。

そういう意味で、全国的にはそういった困っている方いらっしゃいますし、本当に高齢化社会なんで、介護の必要な方がたくさん出の中で、何とか先ほど有償ボランティアの話もありましたけど、お互い助け合えるような、そんな町、住んでよかったなという町にしていきたいと思いますので、先ほどのボランティアでもないんですけど、介護人材の確保についても支援していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） お互い助け合えるまちになるよう努力していただけるよう、よろしくお願いいたします。

いつまでも自分らしく暮らせるために、厚生労働省は5月19日に省内の関係部局を横断してリハビリテーション政策を推進するリハビリテーション総括調整室を同日付で設置されました。

近年、理学療法士や作業療法士といった専門職が活躍するフィールドは、医療、介護、予防、健康増進などで幅広くなっています。

上野厚生労働大臣は、会見で、今後攻めの予防医療の具体化に取り組んでいく中で、リハビリテーション専門職の果たす役割は大きいと述べられましたが、町立温泉病院でもいち早く医療福祉サポートセンターが開設され、リハビリテーション機能の特性を生かし、自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていると委員会でお聞きしました。那智勝浦町発信で、すばらしい取組をどんどん打ち出し、高齢者が元気なまちを目指していただきたいと思います。

今後の医療福祉サポートセンターの展望をお聞かせ願えますか。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 先ほど議員から紹介のありました国のリハビリテーション統括調整室につきましては、当院でも承知しているところでございます。これまでの医療、介護、障害福祉の分野ごとの縦割りではなく、横断的にリハビリテーションを推進し、攻めの予防医療に取り組んでいく。まさしく、今回、町が推進した病院内に設置しました医療福祉サポートセンターと合致するもの、またモデルケースになるのではないかという事業だと考えております。

まず、今年度開設しました医療福祉サポートセンターの開設の目的と役割について御説明いたします。開設の目的としましては、町民の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる、そのような町を目指して開設しました。そのためには、行政が住民の皆さんにより密着して対応し、あらゆる分野の垣根を越えて連携する必要があります。医療や介護分野では人材不足が課題となっています。人材確保が難しいとしても、住民一人一人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り、人生の最期まで在宅生活を続けることができるための支援体制が重要になってきます。

町立温泉病院では、以前より短期集中型のリハビリテーションを行い、効率的に運動機能を向上させ、少しでも元気に暮らせるようにと取り組んでいます。その機能を十分に生かすための体制づくりが必要でした。医療福祉サポートセンターの役割ですが、年齢に関係なく、医療、福祉、高齢者や障害者などの分野や機関の垣根を越えて、様々な相談を幅広く受け止め、役場、包括支援センター、近隣関係機関等、必要な機関へつなぎます。医療が必要な方に限らず、また、町内のみならず、在宅生活を維持していくための包括的な視点を持ってサポートすることは、福祉の向上にもなります。

現在の職員の体制ですが、保健師1名が専属で、リハビリテーション科医師が担当医として相談に対応しております。さらに、何らかの理由で受診できない方などに対し、医師、保健師が巡回相談として在宅に出向き、療養に関する助言やリハビリの指導を行っています。相談だけでなく、講演会、研修会等の活動を通して、幅広い医学的な視点や考え方を伝えることにより、地域のケアマネジャー等、支援者の育成にも携わっています。

今後の展望ですが、人口減少、少子高齢化がさらに加速することが予測されるこの地域において、医療福祉サポートセンターが町立温泉病院内にあるからこそ、福祉だけでなく、医療と

の連携も迅速に対応でき、当院の特色であるリハビリテーション機能を最大限に生かすことにもつながります。

医療、福祉の機能を兼ね備えたセンターが、関係機関との連携と協働を推進することで、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせる、住んでよかった、住み続けたい町にするためのシステムの要となっていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員。

○11番（勝山則子君） これからの温泉病院の取組に期待し、応援させていただきます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 11番勝山議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時13分 散会